

令和4年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和4年9月9日（金曜日）

○議事日程

令和4年9月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	田 中 健 次 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 祐 太 郎 君
5 番	松 村 学 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	森 重 豊 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	牛 見 航 君	10 番	梅 本 洋 平 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	村 木 正 弘 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	和 田 敏 明 君
15 番	宇 多 村 史 朗 君	16 番	藤 村 こ ず え 君
17 番	曾 我 好 則 君	18 番	青 木 明 夫 君
19 番	橋 本 龍 太 郎 君	20 番	河 杉 憲 二 君
21 番	安 村 政 治 君	22 番	田 中 敏 靖 君
23 番	今 津 誠 一 君	24 番	清 水 力 志 君
25 番	上 田 和 夫 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	森	重	豊	君																	
教	育	長	江	山	稔	君	代	表	監	査	委	員	末	吉	正	幸	君											
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政	昭	君	総	務	部	長	能	野	英	人	君						
人	事	課	長	大	倉	孝	規	君	総	合	政	策	部	長	石	丸	泰	三	君									
地	域	交	流	部	長	杉	江	純	一	君	生	活	環	境	部	長	金	澤	哲	君								
健	康	福	祉	部	長	藤	井	隆	君	産	業	振	興	部	長	白	井	智	浩	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	石	光	徹	君	入	札	検	査	室	長	河	村	明	夫	君						
会	計	管	理	者	寺	畑	俊	孝	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	國	本	勝	也	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	廣	中	敬	子	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	森	田	俊	治	君
消	防	長	米	本	静	雄	君	教	育	部	長	高	橋	光	男	君												

○事務局職員出席者

議会事務局長 藤井 一郎 君 議会事務局次長 石井 朋子 君

午前10時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、清水議員、1番、河村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、14番、和田議員。

〔14番 和田 敏明君 登壇〕

○14番（和田 敏明君） 改めまして、おはようございます。会派「改革」の和田敏明でございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目の野外運動施設への環境整備についてということで、本市では平成26年に防府市スポーツ推進計画を策定し、競技者や指導者、ボランティアなどの育成、スポーツイベントの開催、各種大会の誘致などに重点を置き、「する」・「みる」・「ささえる」

スポーツを推進するとともに、スポーツ環境の整備を推進することを基本方針としてまいりました。

そこで、平成27年の第3回定例会で、まずは「する」の観点から屋根つきベンチ設置について質問いたしました。当時、旧スポーツセンター北側グラウンド、現在の麒麟レモンスタジアム運動広場につきましては、平成23年に屋根つきベンチが各箇所に設置されておりましたので、旧スポーツセンター南側グラウンド、現在の人工芝多目的グラウンドと、及び向島運動公園多目的広場についても屋根つきベンチ等の設置が必要ではないかと質問したところ、総合政策部長より、「年々気温が上昇する中で、屋根付きベンチは、競技をされる方、観戦される方の熱中症対策にもつながることから、各競技団体にも御意見を伺いながら、また、今後の施設利用形態を踏まえ、設置について検討してまいりたいと考えております」と答弁がなされております。

その後、現在の麒麟レモンスタジアム人工芝多目的グラウンドについては、当時、強く訴えかけたかいてか、平成30年4月の供用開始の人工芝多目的グラウンドの整備に併せ、屋根つきベンチに加え、屋根つき観客席まで設置されました。しかしながら、向島運動公園多目的広場については、いまだ屋根つきベンチが設置されておられません。当然、利用される方々は炎天下にも突然の雨にもさらされる状態にあります。特に夏場は気温も高く、グラウンドには日陰がありませんから、熱中症にもなりかねません。また、突然雨が降れば、道具や貴重品なども濡れてしまいます。そのためなのかどうかは分かりませんが、特に高齢者の方々に人気の高いグラウンドゴルフなどは、麒麟レモンスタジアム運動広場での利用は多いのに対し、向島運動公園多目的広場での利用はありません。

また、各種運動競技のお世話をしていただいている審判員の方々なども同様の状態にあることから、対応を要望してまいりましたが、何ら対応される様子は見えません。

そこで、4点についてお尋ねいたします。

まず、1点目に、各競技団体の意見収集は、いつ、どのような形で行われたのでしょうか。

2点目に、屋根つきベンチや観客席、審判員への配慮については、どのような御意見があったのでしょうか。

3点目に、設置について検討されるとの答弁をいただいておりますが、その検討内容と結果についてお尋ねいたします。

4点目に、現在、麒麟レモンスタジアム人工芝多目的グラウンドに設置されてある観客席は、グラウンド内に設置されており、ソフトボールの試合中に打球がライナーで観客席に飛び込むなど、私自身、何度か危険な状態を目撃したことから、防球ネットの設置を

お願いしたところ、貸出し用の防球ネットを購入されたと聞いておりますが、その利用状況を調べてみると、これまでのところ使用依頼はありませんでした。

この貸出し用防球ネットが存在していることを市民の方々に周知されているのでしょうか。また、個人で応援に来られた方がこの防球ネットの設置を簡単に行えるのでしょうか。改めて、防球ネット常時設置が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 和田議員の運動施設の整備についての御質問にお答えします。

まず、1点目から3点目までの各競技団体の意見収集の状況及び検討結果についてでございます。

平成27年6月定例会での議員の一般質問を受け、南側運動広場と向島運動公園多目的広場への屋根つきベンチの設置につきましては、サッカーグラウンドの建設に向けて、建設候補地や附帯設備などを検討していた建設検討会議の中で、各競技団体から御意見を伺いました。

その結果、平成27年12月に南側運動広場に人工芝の多目的グラウンドを建設し、附帯設備として競技者用ダッグアウト、観客席や日よけの設備を希望するという御提言をいただき、人工芝多目的グラウンドの建設に併せて屋根つきベンチ及び観客席を設置したところでは、

一方で、向島運動公園多目的広場については、屋根つきベンチの設置に関する御希望、御意見はなく、グラウンドの整備に関するものでございましたので、利用しやすい環境設備に努めることといたしました。

また、平成28年度以降も、毎年、翌年度の予算編成に向け各競技団体の施設整備に関する御意見、御要望をいただいております。向島運動公園多目的広場については、屋根つきベンチの設置に関する御意見はございませんでしたが、適宜真砂土を入れるなどグラウンドの環境設備に努めているところです。

次に、4点目の人工芝多目的グラウンド観客席の防球ネットの御質問のうち、まず1点目の貸出しの周知についてです。

防球ネットにつきましては、令和2年に議員から危険性を御指摘いただきましたので、速やかに貸出し用の防球ネットを準備し、貸出しに関するお知らせを人工芝多目的グラウンドの入り口に掲示しています。これまでのところ利用実績はありませんが、安全・安心

のために必要なものと考えますので、今後、お知らせの掲示方法を工夫するなど、しっかりと周知を図ってまいります。

次に、2つ目の設置は簡単に行えるのかというお尋ねについてです。

防球ネットの設置につきましては、観客席のひさしからぶら下げる仕組みとなっておりますので、簡単に取り付けることが可能です。

次に、3つ目の常時設置が必要ではないかというお尋ねについてです。

人工芝多目的グラウンドは、野球やソフトボールだけでなく、サッカーやラグビー、イベントの開催など幅広く御利用いただいております。先ほど申し上げましたとおり、防球ネットは簡単に取り付けることができますので、野球やソフトボールを行う際には、利用者において設置するよう御案内いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

まずちょっと順を追って再質問したいと思いますが、御意見のほうはあまりなかったようですが、市の方針としては、利用しやすい環境を整えていきたいというような答弁だったかと思いますが、利用しやすいというのは、要は私は、まずは選手たちを守るためにも屋根つきベンチを向島運動公園多目的広場に設置していただきたいわけですが、そういったことを検討されるということによろしいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 利用者の御要望といたしますか、利用環境のほうには努めておりますので、設置についての御要望があれば、各関連する団体とも協議して、改めて設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。やっぱり要望があつてのものでありますので、私も実は先ほど言ったようにソフトボールなんかを趣味でやっておりますことから、いろんなチームのお声は何っております。

まず、向島運動公園多目的広場については、今回質問に至った経緯として、皆さんのほうから、もう暑いと、つけてくれという声がほとんどのチームからございました。改めて私のほうからも要望しておきます。

これは、要望が上がればやっていただけるということでいいんですか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 具体的に御意見等をお伺いしまして、検討を進めてい

くということでございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。それについては、今から検討に入るということですが、入っていただけると思うんですが、まず意見収集が重要と思いますが、それはどの程度の時期までに収集を進めていくというお考えでしょうか。そこだけ聞かせてください。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 毎年、各競技団体から予算に向けて御意見をいただいていますので、その時期までにはお伺いをしようと思います。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） すみません、その時期を教えてください。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 各競技団体から御意見をいただく時期ですけども、毎年6月にいただいております。その時期に合わせてということでございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 6月とは来年ですか。これ、こんなことが早急にできないのでしょうか。何なら、私、声掛けて集まっていただきませんか。これ早急にできませんか。もう一回お伺いします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 各競技団体から御意見のほうはお伺いしようと思いません。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） それは早急ということによろしいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） なるべく早い時期ということで対応しようと思います。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） なかなかここで日にちまで明言することは難しいと思いますが、私の中では思ったよりかなり前向きな回答だと思います。

「する」観点から、やっぱりキリンレモンスタジアムについても屋根つきベンチが設置されておるということは、やっぱり競技者にとっては必要だという判断が今までなされてきて設置されていると思います。ただ、向島運動公園多目的広場については、あくまでも多目的広場ですから、今ちょっと利用状況からすると、頭の中に思い浮かべてもらえます、

A、B、C、Dとあるんですが、BグラウンドとCグラウンドというのがちょうど真ん中にあることから、対面に置く屋根つきベンチをそれぞれ設置するということになる、今度サッカーのときに移動が難しいとかいうこともあろうかと思えます。その辺は、じゃあ横並びにするだとか、そういうこともしっかり考えていただいて、とにかく選手を守るという観点、そして誰もがスポーツに親しんでいただくと、環境を整えるという観点から、ちょっと市長のほうから何か思いを一言いただけませんか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） 向島運動公園についての御質問でございます。

私も何度も行っていますので、暑いということは、今年いろいろ経験はしております。

さっき部長が答弁しましたように、多目的広場でございます。だからいろんな競技団体がいらっしゃいますので、各競技団体のほうというか、協会から要望があれば、ほかの競技団体とも協議をしながら進めていかなければならないと思っています。

また、平成31年にここは防災上の指定緊急避難場所となっております。そうしたことも勘案しながら、それらに支障を来さないように、そしてまた利用者のためになってということで、佐波川右岸の防災広場がありますけれども、そうした中でしっかりと役割分担、いろいろ踏まえながら取り組んでいくべきだと思っております。

まず競技団体のほうでその意見を集約というか、そのようにしていきたいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 市長が大変なスポーツマンであることを私も存じ上げておりますので、やる人たちの必要と欲しているところは重々御承知だと思います。そこは期待して、ちょっと次の防球ネットのほうの再質問に移りたいんですが。

防球ネット、先ほど、誰でも簡単に取り付けられるという答弁があったかと思えます。私はこれを要望したのは、実は当時、島田部長さんだったから、2年前ぐらいかな、そのときには早急に防球ネット、じゃあ貸出し用に取りあえず様子を見てくださいということで対応していただきましたが、先般、清水力志議員と一緒に、付き合っていて現地に行きまして、防球ネットを今から取り付けたいので貸してくださいと言ったら、今、貸出ししている環境にありませんと。ネットが届いたばかりですと。どういうことでしょうか、これ。昨日です。貸し出せないということです。

もう一つ聞きました。これは私が1人で行って簡単に取り付けられますかと、それは無理ですと言われました。複数の男性がいないとそれはもう無理ですと。それはそうですね。あのでかい観客席に垂らすネットがそんなに簡単につけられるわけないですよね。こ

れ何を確認してそのような答弁になったんですか。お伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 和田議員から御質問を受けまして、担当の課長と職員が先週、現地で取り付けのほうを行っております。そのときに、観客席のひさしに取り付けるわけなんですけれども、ひさしは確かに、高いので、手は届きません。ですから、棒を使ってフックに引っ掛けるようにして設置するというので、それは簡単に行うことができた。写真も、私も目で見て確認しておりますので、簡単に取り付けられるものと答弁させていただきました。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 私が先ほど、ライナーが飛んで危険なところを目撃したというときに、座っておられた方がかなり御高齢の方お一人でした。2回ほどあったんですが、もう一回は、乳幼児を抱えたお母さんが、多分、御主人のソフトボールを見に来られていたと思います。その方が設置できますか、本当に。もう一度お伺いします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 設置につきまして、一度、設置すれば簡単にできると思います。1度目については、付け方がよく分からないということであれば、施設の職員のほうが取り付けを補助するというので対応するという形で聞いております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 現場ではそういう設置要綱等はできておりませんので、今、貸し出せませんと言われました。この答弁とえらい食い違っているんです。これどういうことですか。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 実際に、和田議員、現地に行かれたということで、対応した職員、施設管理者のほうによく確認のほうをしてまいろうと思います。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） すみません、市民が危険な目に遭うわけですから、そこを守っていくわけですから、確認してから答弁してください。これはこれ以上言ってもどんどん時間過ぎていくばかりですので、施設整備というのは、本当に場合によっては人の命を守るということにもつながろうかと思えます。先ほど市長の思いも聞かせていただきましたので、期待してこの質問は終わります。

次、そのまま行っていいですか。

○議長（上田 和夫君） どうぞ。

○14番（和田 敏明君） それでは、2つ目の思いやり駐車場について。思いやり駐車場の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

新庁舎の建設に伴い、2号館前の駐車場が封鎖され、駐車スペースを分散したことを理由に令和3年4月から市役所4号館東側の駐車場の全てを思いやり駐車場とされました。この思いやり駐車場は、主に高齢の方、障害のある方、妊産婦の方、けがをされている方などを利用対象者として設置されたものです。考え方はすばらしいと思いますが、これまで私が確認した範囲では、来庁される市民や駐車場での車の誘導をされている方々に周知されているのか、また、思いやり駐車場の設置台数は適正なのか、いささか疑問に感じております。

私が思うに、本当に思いやり駐車場を推進していきたいのであれば、誰もが分かりやすい表示物の設置や市の公共施設全体での共有や周知徹底が必要ではないでしょうか。

そこで、4点についてお尋ねいたします。

まず1点目に、この思いやり駐車場は施設利用者何名に対し何割を想定され、何台分の駐車スペースを確保されているのでしょうか。

2点目に、思いやり駐車場について市民に周知され、実際に対象の方が利用できているのでしょうか。

3点目に、令和4年7月から正式な誘導員を置かれておりますが、どのような指示の下、誘導されているのでしょうか。恐らく、誘導員が来庁者の車を見て、即座に各対象者を確認して誘導することはほぼ不可能かと思いますが、いかがでしょうか。

4点目に、あえて聞きますが、他の公共施設に思いやり駐車場は設置されているのでしょうか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の思いやり駐車場についての御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設に伴う現庁舎の御利用に当たりましては、手続のワンストップ化や1号館、4号館の連絡通路設置、来庁者用駐車場の確保など、市民の皆様にご不便をおかけすることのないよう取り組んでいるところでございます。

さて、1点目の思いやり駐車場の設置についてです。

来庁者用駐車場につきましては、新庁舎建設工事前の137台から現在は190台へと駐車台数を増やしているものの、設置箇所は1号館周辺、4号館東側、そして坂を上った

合同庁舎前などと数か所に分散している状況となっております。

そうした中、特に4号館東側の駐車台数が全部で16台と限りがあるため、高齢者や乳幼児連れの方など、移動に配慮が必要な方にできる限り建物近くに止めていただきたいという思いから、16台全てを利用者一人ひとりの譲り合いにより運用する思いやり駐車場として位置づけさせていただきました。

また、身体障害者、要介護の高齢者、けがをされた方などが利用証の掲示により利用できるやまぐち障害者等専用駐車場を1号館、4号館の入り口近くに2台ずつ設置しております。

次に、2点目の市民への周知と3点目の誘導員の指示についてです。

4号館東側の駐車場は台数に限りがあり、出入口が交差点に面していることから混雑しやすいため、利用者の安全性を高めることを目的に、駐車場の誘導員を本年7月から誘導指示が可能な専門の誘導員へと変更しております。誘導につきましては、まずは利用者の安全確保を第一とし、その上で駐車場内や交差点付近に混雑が見られない場合など、状況に応じてできるだけ必要な方が思いやり駐車場を御利用いただけるよう、来庁者に誘導指示をしているところでございます。

周知につきましては、ホームページや市広報への掲載のほか、4号館壁面への看板の設置、誘導員による看板の掲示などにより、徐々にではありますが、定着してきているものと考えております。

4点目に、他の公共施設への思いやり駐車場設置についてです。

保健センターや各公民館など、市の主立った施設には、施設の入り口近くに先ほど述べたやまぐち障害者等専用駐車場を設置いたしております。また、それら以外の駐車スペースにつきましても、建物に近く、高齢者や乳幼児連れの方などにも大きな御不便をおかけすることなく御利用いただけているものと考えております。

4号館東側に設置いたしました思いやり駐車場は、利用者一人ひとりの自発的な思いやりによって成り立つものですので、対象者の優先的な利用が図られるよう、今まで以上に分かりやすい表示、広報などでの周知に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと再質問が前後してしまうかもしれませんが、まず、私、この思いやり駐車場という考え方、すばらしいと思っているんです。今後もぜひいろんなところで推進していきたいと思うんですが、今おっしゃられた他の公共施設は、やまぐち障害者等専用駐車場、あれは多分障害者の方もこの思い

やり駐車場を利用されるような方も止められると思うんですが、私ちょっと20名ぐらいに聞いてみたんです。そしたら、例えばちょっとけがをしたとか、妊産婦の方だとか、その方々も止めていいんだということを理解されていた方が2名でした。ほかの方は理解していなかったんですが、その方々に御意見を伺ったところ、仮に自分がけがしたり、妊産婦であったりしても、そこが障害者用駐車場というような認識でいるから、何の印もなければ止めると非難に遭うんじゃないか、非難されるんじゃないかということで、あっても止められないだろうという見解を示されました。これはもうほぼ全員の意見です。

そこで、今、思いやり駐車場をせっかく設置されているわけですから、多分、山口県のほうは、やまぐち障害者等専用駐車場を利用できる券か何かを発行されていると思うんですが、そういうような形で、本当に困った方が利用できて、誘導者の方々がしっかりそれを見て確認できて誘導できるような形を取ったらいかがでしょうか。ちょっとその辺をお答えください。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 思いやり駐車場にそういった利用証みたいな制度はいかかかという御質問だと思います。

先ほど市長が申し上げましたが、思いやり駐車場は譲り合いの精神の下に成り立っております。言うなれば、電車の中とかバスの中で、高齢者の方とかお子さま連れが入られたときに席を譲るといような優しい気持ちにのっとり制度が成り立っております。今、身障者手帳とあと県で発行される利用証が必要な駐車場は、入り口近くに屋根つきのということで設置をしておりますが、この思いやり駐車場につきましては、幅広く、本当にそのときにちょっと困った方とか、なるべく近くに止めたいという方に幅広く利用していただきたいという思いから、4号館の前を全て16台そのようにさせていただいておりますので、これについては、そういう利用証とかではなくて、あくまでお近くに止めたい方が止められるように、これは周知がやっぱり一番大事だと思います。知っておれば私も上に止めたのにという方がいらっしゃいます、実際に。だからそういった方が気づいて上に止めていただけるように、なるべく利用する方がその近くに止めていただけるように、これからも周知してまいりたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりやすい表示と周知をしてくださるという答弁だったと思いますので、それは本当にありがたいことだと思います。今でも市役所の周りにはマイナンバーカードの推進だとかいろんなものがあって、もうどこを見ればいいのかちょっと分からないような状況になって、なかなか思いやり駐車場の表示が目に入ってこないんで

す。

それは分かるんですけど、今、もともとシルバーの方が駐車場、今満車ですとか、空いていますとかいう誘導ではないですけど、表示を持ってされていたと思います。誘導員というものをせっかく入れたわけですから、ここはやっぱりそれをしっかり活用していかないと、今のまんまだとやっていることはシルバーの方と一緒になんです。誘導できないわけですから。相手方が分かりませんよね。どういう対象者の方か。その辺で、誰もが分かりやすい誘導しやすい環境についても、ちょっとここでやるとは言えないでしょうけど、ちょっと内部でいま一度検討してもらえませんか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） ちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですけど、誘導員の方については、当然そのような意識の下に誘導できる機会があれば誘導していただくということでお願いしておりますし、実際、市長も申し上げましたけど交差点が近くに、出入口が交差点になっていますので、安全性の確保がまず第一ということで、そちらを優先させていただいた上での誘導ということにしております。

そのため、市民一人ひとりがあらかじめあそこが思いやり駐車場であるということを知っていただくことがまず第一でございますので、そのことの周知について、まだまだ余地がございますので、そこをこれからも表示についてとか、広報とかしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 本質問の中でも触れましたが、今じゃあ車を見て誘導員がそれを判断するという事は、ほぼ不可能ではないかと思えます。そこで、私が今提案しているのは、表示物を車側にしたらどうかと。そうすると誘導もしやすいんじゃないか。そうすると混雑も防げるんじゃないか。特に入ってすぐ、1台1台止まったり、じゃあ私けがしていますと誘導員に伝えることが、そのたびに車が止まってしまうわけですよ。あそこすごい危険な場所だと思いますので、スムーズにできるように、そういったことも検討してください。

それと、あと実は、最近栄町藤本町線を整備されておるんですが、そのそばのスーパーが新しくなりましたが、そこは駐車場スペースとして、今まで皆さんよく見ている青い駐車場、これが大体、障害者用駐車場という認識じゃないかと思えます。それと別に、緑の駐車場もつくっております。そこは今言ったような思いやり駐車場と同じような考え方で設置しておると思えます。そして、すばらしいのが、ドアを広げる範囲がありますよね。

これも広く取ってあるんです。これいいなと思って、これだとすごく分かりやすいなと思っていますが、ちょっと現地見てくださいねとお願いしちよったんですけど、ちょっと何かその辺の考え方を取り入れる気はないですか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 柴町藤本町線のところにオープンしたお店ということで、私も楽しみにしておりましたので、行って、そのとき駐車場のほうも見ております。設置されておりますのは、身障者用駐車場ということと、あと先ほどの山口県で利用証を取られて設置されている駐車場があったと思います。そっちの山口県のほうの駐車場を思いやり駐車場という名称で、さらに駐車スペースもゆとりを持って設置されておるといふふうに見ました。すばらしい取組だといふふうに思っております。

うちのは、4号館の前について言えば、本当に限りがあります、スペースに。最大限ハード的に取り得る16台全てをちょっとした気遣いの駐車場ということで思いやりと、うちのはそういう意味での思いやりということで設置しておりますので、若干ちょっと違う部分はありますが、民間でそういった取組が広がっていくことについては、大変参考になりますし、ありがたいことだと思っております。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 分かりました。もう時間が来ましたので。

私、言ったようにこれはすばらしい取組で、考え方だなと思います。ぜひとも推進していただきたいという思いからこの質問に至りました。それには、やっぱり分かりやすい表示、周知ということが適切な誘導で、やっぱり交通安全ということが重要になろうかと思っておりますので、どうか今後とも前向きに検討していただくことを申し添えて、この質問を終わります。

それでは、次に、通学路の在り方についてお尋ねいたします。

まず1つ目に、通学路についてということで、現在、小・中学校に通う児童・生徒たちが利用している通学路について、私が確認する中で疑問に思う点が見受けられるので、お尋ねいたします。

まず、ここで一つ事例を紹介いたしますが、皆さんのお手元にお配りしていると思いますが、この写真で、ちょっと地元の例ですが、私が住んでいる自由ヶ丘地区に居住している児童は、玉祖小学校に通うために青いルートを通っております。同じ玉祖地域の日の本の一、二の地区から通う児童は赤いルートを利用しております。このままここで合流せずに、そのまま別ルートを行くんですが、これはどっちのルートがより安全に通学できるのでしょうか。同じ学校に通うのに、なぜあえて分けてあるのか、いささか疑問に感じてお

ります。今、一例を挙げて説明いたしました、市内全体の通学路の利用状況については、まだまだ様々な問題点があるのではないかと思います。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

まず1点目に、現在それぞれの校区で利用されている通学路は、これまでの道路状況の変化や開発などによる居住実態の変化等に合わせて、適宜見直しが行われてきたのでしょうか。

2点目に、各学校の通学路の選定は最も安全なルートを利用されているのでしょうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

そして、2番目の項目で、通学路の安全対策についてということで、これまで道路の安全対策についての質問は何度も行ってまいりましたが、その際、私なりに定期的に道路パトロールを行っていることをお示ししてきました。特に、通学路等の常時人通りが多い場所については、自動車の運転手として車での確認に加えて、実際に歩いてみて歩行者目線で危険箇所がないか確認を行っております。これまでも道路の陥没や区画線、横断歩道や停止線、標識やカーブミラー、ガードレールや反射板等の不具合箇所については、市だけでなく、県土木や公安委員会等へ何度も改善を促してまいりました。その指摘箇所だけでも相当数の不具合箇所が見受けられ、いまだ未実施の箇所もあります。前回の議会でも同様の一般質問をいたしました、執行部からは、各学校単位で定期的に確認を行っているとの答弁がなされております。

しかしながら、これまで私が確認しただけでも、相当数の不具合箇所が見受けられますが、一体、今まで何を確認されてきたのか、本当に児童を守る気があるのか疑問に思っております。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

まず1点目に、これまで通学路の安全点検は各学校において行われていると答弁されておりますが、本当に適正に行われているのでしょうか。

2点目に、点検者は何を基準に安全確認されているのでしょうか。

3点目に、不具合箇所が見受けられた場合は、迅速に復旧対応されているのでしょうか。また、その対応後の確認はどのように行われているのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

3つ目の項目として、安全対策の周知についてということですが、近年、スクールゾーンの推進に加え、キッズゾーン、また令和3年の第2回定例会で、先輩の山田議員から御提案がなされた横断歩道のカラー化を実施するなど、特に子どもたちの安全に対し様々な配慮がなされており、大変よいことだと思います。

さて、問題はこの意味を通学する子どもたちだけでなく、全ての市民に対し周知が行き届き、意識改善がなされているのでしょうか。

ここで一つ例を挙げますが、前回の一般質問で、児童が通学路として利用していない歩道部分がスクールゾーンとしてのカラー舗装がなされていることを指摘しました。ちょうどこの地図と同じ場所です。これを見たら、赤いルートの方を通っていくんですが、その道の反対側にスクールゾーンがあります。そちらの方は、小学生は誰も通りません。

残念ながらその場での回答はいただけませんでした。後日、あれはスクールゾーンではなくお散歩ゾーンとしてカラー化しておりますとの説明がありました。しかしながら、現地には明らかにスクールゾーンと路面表示がなされています。摩訶不思議な説明でした。

ところで、このお散歩ゾーンとは一体どういったものなのでしょうか。市民はおろか、議員や職員内でも周知されているのか疑問に思います。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

まず1点目に、私の聞き漏らしであれば申し訳ありませんが、このお散歩ゾーンとはどういうものなのでしょうか。また、このお散歩ゾーンを設置するに当たり、議会への説明はなされたのでしょうか。

2点目に、このお散歩ゾーンの設置について、市民への周知はなされているのでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 和田議員の通学路の在り方についての3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の通学路についてでございます。

通学路の設定につきましては、保護者や地域の方の御意見を聞きながら、歩道が整備してある道や車が通らない道を優先し、安全・安心に通学できる道路を選定しています。また、宅地開発や道路工事等により、周辺環境が変化した場合には、随時見直しを行っております。

次の2点目の通学路の安全対策についてでございます。

市内の道路は、道路管理者において道路パトロールによる点検や道路通報システムを通じ、異常箇所の把握と速やかな対応がなされております。また、各学校におきましては、交通安全担当者が大型車両の通行が多い、見通しが悪い、大雨時に水があふれる箇所など、交通安全、防犯、防災の観点から成る点検項目に沿って通学路を点検しております。

通学路で異常箇所が把握された場合には、速やかに児童・生徒に注意喚起や安全指導を

するとともに、道路管理者等に迅速な対応を依頼し、完了後には各学校で確認を行っております。

3点目の安全対策の周知についてでございます。

令和2年度以降、幼稚園等が行う園外活動時の安全確保を目的に、施設の半径500メートルを基本にお散歩コースとなる道路を、幼稚園等や道路管理者などとの協議によりキッズゾーンとし、路面表示やカラー舗装等の安全対策をしており、キッズゾーンを設定したときにはホームページで周知をしております。議員御指摘のお散歩ゾーンとは、キッズゾーンのことでございます。

第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」の重点プロジェクトでお示ししておりますとおり、今後も幼稚園等の周辺を通行するドライバーに対し注意を促すため、引き続きキッズゾーンを示す路面標示等の整備など、子どもたちの交通安全対策をしっかりと推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） あんまり時間がないな。まず1つ目の通学路なんですが、どうも私が見るには、近道を選択しているのではないかという思いがしております。というのも、先ほど示したこの地図も、赤いルートと青いルートを通って最後は合流していくんですが、今、赤いルートから下ってこのまま右折するんですが、最近はちょっと変化して、この手前の横断歩道を渡ってすぐ右のところを青いルートのほうに向かって合流しておると聞いております。

それも、もともと水路があって、道が狭くて危ないということから、水路の工事がなされてさらに危なくなったということで、ルートが変更されたというふうに伺っております。またこれ別問題なんで、ここではあえて取り上げませんが、その辺はきちんとぜひ教育委員会のほうでも各学校の安全の通路というのをしっかり言っていただいて、子どもたちがより安全に通学できるように見直していただきたいと思います。

2点目の通学路の安全対策についてですが、交通安全、防犯、防災の観点から成る点検項目とおっしゃられましたが、そういった項目、何かチェック表みたいなものを持って、各学校が点検されているということによろしいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。チェック表みたいなものとしたしましては、先ほど申し上げました点検項目になります。この点検項目は、県の教育委員会が作成されたものを活用しております。県の教育委員会のホームページに掲載してあ

りまして、各校ではそれを活用してチェックをしております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 私ちょっと複数校に尋ねてみましたが、そういった点検項目というのは持ち歩いていないという回答が返ってきました。ただただ自分たちが確認して危険と思うところを上げていくというような、それも去年上げたところは上げないでくれというような状況だそうです。未実施にもかかわらず。その辺ちょっとそごするんですが、学校とちゃんと連携を取って教育委員会で把握されているのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。点検項目については、以前学校に配っており、その後、県のほうで更新されるたびに新しいものがホームページに載っておりますので、それを活用していただいているという認識でございます。各校に再度周知徹底してまいります。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） よろしくお願ひします。

最後、お散歩ゾーンとはキッズゾーンのことと。私何回も聞きましたよね。そのたんびにこの回答が返ってきたんです。キッズゾーンじゃないんですねと言ったら、あれはお散歩コースで使っておりますんという回答が返ってきたんです。私はおちよくられているんですか。ちゃんと回答してくださいよ。私もそれを市民に伝えなきゃいけないんです。こんなことでは、私、リターンできないんです。その辺徹底お願いします。いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。議員に御説明をした際に職員が分かりやすく説明するためにお散歩コースとキッズゾーン、そのあたりがちょっと混在したのかもしれませんが。申し訳ございません。説明には十分気をつけてまいります。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） ちょっとすみません、せっかく用意した地図なんでお配りしていいでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（上田 和夫君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 今、キッズゾーンという回答が返ってきました。見てください、ここ、青い丸。スクールゾーンと書いてあって、赤いカラー舗装がされているんです。これどういうことでしょうか。ここだけお伺いします。

○議長（上田 和夫君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。この赤いカラー舗装につきましては、多々良幼稚園のお散歩コースでございますので、キッズゾーンとして舗装をさせていただいております。キッズゾーンの表示もこの道沿いにあるかと思うんですが、スクールゾーンの表示につきましては、以前、ここが議員も先ほどおっしゃりましたが、小学生が通っていたときに表示されたのではないかと推測されます。現在、議員が先ほど申し上げられましたとおり、横断歩道を渡ってすぐまた細い道のほうに入りますので、今は通学路としては使っておりません。こういうものがございましたら、各校の点検の中で報告していただいて、道路管理者と協議して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 14番、和田議員。

○14番（和田 敏明君） 終わりますが、あくまでもお散歩コースとして通すなら、全ての幼稚園、保育園の周りはそうなっているわけですね。それをちょっと確認して、また改めてやりたいと思います。

以上で、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、14番、和田議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、11番、三原議員。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

○11番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。

通告に従いまして、2点について質問いたします。

1項目めは、犬・猫へのマイクロチップ装着の義務化についてです。

今年6月1日に施行された改正動物愛護管理法によると、ペットショップなどの販売業者が犬や猫を販売する際、マイクロチップの装着が義務づけられました。一方、既に犬や猫を飼っている一般の所有者については、マイクロチップの装着は努力義務となっております。

マイクロチップには15桁の数字が記録されており、飼い主の名前や連絡先、犬・猫の

品種、毛色などの情報が入っています。これによって、災害や盗難、事故などによって飼い主が不明になり迷子になったとき、飼い主のもとに戻ることができます。

また、社会問題ともなっています野良犬・野良猫の原因となる無責任な遺棄の防止にもつながると期待されております。

このマイクロチップの装着は大変有効な取組と思いますが、市ではマイクロチップ装着について、ペットショップ、ブリーダーなどの販売業者にどのような対応を図っていくのか、また既に犬や猫を飼っている市民に対して、どのような普及啓発をしていくのかお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の犬・猫へのマイクロチップ装着の義務化についての御質問にお答えいたします。

私は明るく豊かで健やかな防府の実現には、動物の適正飼養を促進していくことも重要であり、山口県防府保健所をはじめ関係機関と連携して、市民の皆様が安心して暮らせる快適な生活環境を確保していきたいと考えております。

初めに、マイクロチップの装着について、ペットショップなどの販売業者にどのような対応を図っているのかとの御質問です。

犬や猫へマイクロチップを装着することは、動物取扱事業者の管理責任を明確化し、動物の遺棄などの未然防止による適正飼養の促進につながります。そのため、議員御案内のとおり、本年6月に動物取扱事業者に対する規制の強化を主な改正点とした改正動物愛護管理法が施行され、ペットショップなどの営利を目的として動物取扱業を営む事業者が犬や猫を販売する際、マイクロチップを装着することが義務づけられました。

犬・猫の販売事業者は、営業を開始するに当たり、飼養施設や管理方法等について動物愛護管理法に基づく基準に適合させ、都道府県に登録を行う必要があります。今回の法改正への対応につきましては、山口県において、登録された事業者に対し説明会の開催や立入調査などを実施されており、今後も適切な指導を継続されるとお聞きしています。

次に、既に犬や猫を飼っている市民に対してどのように普及啓発していくのかとの御質問です。

今回の法改正では、既に犬や猫を飼っている市民の方にも、努力義務としてマイクロチップの装着が求められております。市といたしましては、犬や猫にマイクロチップを装着することは義務ではありませんが、迷子や災害時など離れ離れになったとき、飼い主のもとに戻る可能性が高まるなどの利点があることから、市のホームページや市の広報などを

活用し、マイクロチップの装着を推奨しているところでございます。

私は動物の適正な飼養を促進し、市民の皆様の安全で快適な生活環境を確保するため、県をはじめ関係機関と連携して犬や猫へのマイクロチップの装着が進むよう制度の周知に努めてまいります。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。それでは、何点か質問させていただきます。

このマイクロチップの装着というのは、登録申請が必要となります。登録された犬・猫の情報についての管理は、市としてどのように考えていらっしゃるのか教えていただけます。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。情報の管理につきましては、現在のところ、基本的には認識番号が把握できた場合には、保健所へ照会をするなどの方法により、管理を行っていくというふうに考えております。

ただ、現時点で市におきましてもIDを取得しておりまして、そのシステムから情報を把握するという事は可能となっております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 先ほどおっしゃいましたが、ペットショップ等販売業者についての関係は、県のほうの所管というようになると思いますけど、ちょっと県のほうとしてはどのような、もっと具体的に、先ほど市長が答弁で立入調査とか説明会ということをしているということでしたが、もっと具体的に県としてどのような対応をされているのか把握されていれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 先ほど市長が本答弁で申し上げましたように、今、市のほうで聞いておりますのは、説明会の開催、それから立入調査を実施されたということは伺っております。（「マイクを近づけて」と呼ぶ者あり）申し訳ありません。

そのほかといたしまして、今後の周知啓発ということで、来月には強化月間に入ることによって、ルルサス防府のほうでパネル展示等のキャンペーンを実施するというふうに、これは市のほうも共催という形にはなるんですけれども、行う予定としております。法が施行されまして、まだ日が浅いということで、まずは周知のほうをしっかりと行ってきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 登録といえば、犬は狂犬病予防法に基づき登録義務というのが課せられておりますけど、現在というかこの近年の犬の登録状況を教えてください。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。登録頭数ということで、過去3年間の実績で申し上げますと、大体7,000頭で推移をしております。令和元年度が7,526頭、令和2年が7,421頭、令和3年が7,424頭でございます。

これは今のは登録数でございます。狂犬病の予防接種の実施頭数はよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）そのうち令和元年が5,001頭、2年度が4,899頭、令和3年度が5,250頭となっております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 御丁寧にありがとうございます。

今、それを聞いたのは、恐らく一番市が関わってくる部分で、既に飼っているということで、これは努力義務ということでもありますけど、7,000頭余の飼い主が皆特定できるわけですね。この制度の促進を図るということで、先ほど市として来月にはパネル展等を開いて啓発に努めるということなんですが、具体的にこれなぜ数字を聞いたかという、今言いましたように、これはもう特定ができるということで、例えば、狂犬病の注射を行う際に、併せてチップの装着をするような仕組みをつくるとか、そういうことを考えてみたらいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。予防接種会場でのチップの装着につきましては、市のほうから獣医師のほうへお話をお伺いはしておりますけれども、予防接種に伴って、犬がちょっと興奮状態になるということで、なかなか現場での実施というのは困難ということでお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 分かりました。今、一例として私の考えられる頭の中の話をしてだけで、そういうふうに具体的に進めていったらいかがですかという一つの提案です。

それで、今、注射を打つと犬が興奮すると。犬というのはすごく興奮すると凶暴になりますので、分かります。だけど、今、前段で申しました、もう特定できる飼い主の方だから、まずはそういう方から先に装着をしていくというPR、お願いをしていくというのが

いいんではないかなということ、ちょっとお話をさせていただきました。

これからしっかりまた考えていただけたらと思いますので、それと、マイクロチップ装着で先ほどから出てきます災害時や事故、迷い犬、猫が速やかに飼い主のもとに帰ることができるというメリット、一方で社会的な大きな問題となっている無責任な遺棄の防止にも私はつながると思っております。

ちなみに、近年の野犬の捕獲、野良猫の保護状況はどうなっているか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。まず野犬の近年の捕獲状況ということで、過去3年の件数についてお答えいたします。

野犬の捕獲数は、令和元年度が210頭、令和2年度が228頭、令和3年度が195頭でございます。

野良猫の捕獲といますか、引取り数につきましては、令和元年度が358匹、令和2年度が144匹、令和3年度が58匹でございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 私、この制度で一番着目しているのは、やはり野良犬ということ。まず始まりは、恐らく誰かが遺棄しない限りはそういうものは発生しなかったのでは。自然的に野良犬が発生したとは考えられません。そういう抑止というか、そういう防止という観点から今回質問させてもらっていますけど、野良犬による咬傷、かむやつです。これは近年どのような状況にありますか。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。咬傷事件につきましては、令和元年度が5件、令和2年度が3件、令和3年度が1件となっております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 私の知人もかまれた人がいます。犬というのは、特に子どもを産んだときには大変凶暴になります。守ろうとする本能だから、ある程度理解もできるんですけど、そこで、市では犬猫不妊去勢手術助成制度、また今年からTNR活動に関わる猫不妊去勢手術補助制度を行っていますが、その実績をまず教えてください。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） すみません、前後して申し訳ありません。まず、TNRのほうの補助件数でございます。こちらは1万5,000円を上限に補助しておる制度

でございますけれども、8月末現在におきまして、件数は不妊手術が72件、去勢手術が31件の合計103件となっております。

それから、従前の犬猫不妊去勢手術費の補助につきましては、飼い犬、飼い猫、それから野良ということで、内訳まで申したほうがよろしいですか。（「どっちでもいいです」と呼ぶ者あり）

令和元年度が合計で300匹、令和2年度も300匹で、令和3年度も300匹。この300匹といいますのは、予算の上限に達したということで、3か年とも300匹ということになっております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） マイクロチップの装着後、子どもを産む、出産する、他人に譲渡する、また保護した犬や猫の譲渡の場合もマイクロチップ装着が必要となってくると思います。調べられていると思うんですが、この装着費用はどのぐらいかかりますか。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。4,000円から6,000円程度ということで聞いております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 先ほどお尋ねしました犬猫不妊去勢手術助成、またTNRの猫不妊去勢手術補助、この最大の目的は何ですか。市として最大の目的をどのように考えられているかお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。不妊去勢手術につきましては、飼い主の飼育限度、これを超えた繁殖が抑制される、そのことに伴いまして多頭飼育崩壊等の抑止につながるということで考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 飼育崩壊ということになると、その次は何になるのかと考えると、やはり遺棄する、捨てるということにつながってくると思います。恐らくこの2つの助成制度と補助制度は、一番の目的は、私はやはり野良犬、野良猫を防府市からなくそう、そして先ほど市長も言われましたけど、快適な生活環境をつくらうというのが、やはり一番大きな目的であると思います。

そこで、マイクロチップ装着の制度につきまして、先ほど費用が4,000円から6,000円ということではありますが、この件についても、これは野良犬、野良猫の防止、抑

止というのに対しては大変有効な手法だな、手段だなと私は捉えております。

ぜひ先ほどの助成、補助金と同様に、マイクロチップ装着にも一部助成、補助なりをつける制度を設けていただきたいと思いますと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） まず、犬・猫の不妊去勢手術の助成というのは、まずは野犬や野良猫などの社会問題を未然防止する、まさに公衆衛生の向上ということで、市として補助をしているものでございます。

そして、今回のマイクロチップにつきましては、特に飼い主の迷い子対策ということ、それと色々な業者の方が外へ勝手に遺棄とかいうことがあると思います。それで、飼い主に対しましては、先ほどから周知が大切でございますので、三原議員が先ほどおっしゃいましたけれども、狂犬病の接種会場、その他いろんなところで、まずは飼い主のためになるんだということで周知を徹底していきたいと思っております。制度は6月にスタートしたばかりでございます。まずは市として周知を徹底していきたいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 何事にも順番、順序というものがあまして、まず周知を徹底していくということは、大変素晴らしいことだと思います。当然だと思います。しかし、もう既に全国の自治体ではもう補助制度を設けたところもあります。できましたら、県内ではまだありません。一番になるように考えていただきたい。様子を見るのではなく、先ほど言いましたが、環境省のほうではこれは迷い猫、迷い犬だけではなく、いろいろ尋ねてみました。すると、やはり野良猫、野良犬の防止という観点から取り組んでおりますということでしたので、ぜひ、まず順番がありますので、2番目を早く進めていかれるようによろしく願いしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、次に入ります。

次は、法定外公共物の赤線の管理について質問いたします。

法定外公共物とは、皆さん御存じだと思いますけど、道路、河川などの公共物のうち、道路法や河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用、または準用を受けないものを示します。このうち、赤線は一般的には里道と呼ばれ、日常農作業や通り道として利用される農道を指します。

以前は国有地として所有権は国にあり、財産管理は都道府県、表面の機能管理は市町村という状況が続いていましたが、平成12年4月1日の地方分権一括法の施行に伴い、国有財産特別措置法が改正され、現在、所有権が市町村に譲与されております。

さて、日常農作業や通り道として利用されている赤線、いわゆる農道の管理について、

これまで何度か一般質問で市の見解、対応を質問してきました。その一つの対応手段として、地元の人たちの除草作業などに関わる資材提供策を今現在、市は講じていただいております。

しかし、進展する高齢化社会の中で、資材を提供してもらっても作業自体が困難だという状況、現実が今増加しております。そこでお尋ねしますが、赤線の管理状況、また市として今後の赤線の維持管理についての対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 三原議員の法定外公共物の赤線の管理についての御質問にお答えします。

法定外公共物の道路である赤線の管理については、地域の皆様が利用し、生活に密着したものであることから、草刈りなどの日常的な維持管理は、防府市法定外公共物管理条例に基づき、地域にお願いしているところでございます。

こうした赤線の維持管理につきまして、地域の皆様による草刈り等により良好な状態が保たれていることに大変感謝申し上げます。

議員御案内のとおり、市といたしましても、赤線の草刈り等の維持管理が高齢化等により困難な状況になりつつあることは認識いたしております。そうした中で、市といたしましては、負担軽減を図るため資材支給制度を設け除草作業で使用する草刈り機の替え刃や燃料、また補修に係る真砂土や砕石等の原材料の支給を行っているところでございます。

この資材支給制度につきましては、これまでも地域の皆様から様々な御意見をいただきながら、負担軽減につながるよう制度の見直しを行っております。最近では、本年4月に議員をはじめ地域の皆様からの御要望により法定外公共物の水路に係る橋の安全対策用資材についても支給できるよう、制度の拡充を図ったところでございます。

また、道路の幅員や沿線の所有者数など一定の基準を満たす赤線につきましては、除草作業が軽減できるよう、市が道路の路面を舗装する認定外道路舗装の制度を御案内し、活用をいただいております。市といたしましては、今後も引き続き地域の実情を踏まえながら、御意見や御要望をしっかりと聞きし、地域の皆様による維持管理ができるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。ちょっと確認で教えていただきたいんですが、現在法定外公共物の赤線の延長はどのぐらいありますか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 現在、赤線の延長は1, 225キロとなっております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 1, 225キロ。ちなみに市道は延長どのぐらいありますか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 市道の延長につきましては、707キロでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 倍近く赤線が存在するということになると思います。

そこで次の質問ですが、防府市の法定外公共物管理条例によりますと、第3条の2項に「法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならない」とあります。お尋ねしますが、この赤線を主に利用されている方々はどのような方かお尋ねします。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 近くに住んでいらっしゃる住民の方々が利用されているという形で認識をしております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） もちろん近くの方も使われていますが、農道という言葉の中から、私は農業従事者の方ですというのが返ってくるかなと今思ったんですけど、恐らく農業関係の方が主に農道を使用されて、近くの人たちも通路として使われているということだと思います。

そこで、私は農家の方が一番多いという認識で質問させていただきますが、近年、高齢化がどんどん進んでおりますが、農家の方々も後継者不足などで大変な状況に今なりつつなってっておりますが、これに伴う荒廃農地も増加していると思っておりますが、農業従事者、農家の方々の推移と荒廃農地の近年の推移をちょっと教えてください。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。農業従事者数の推移につきましては、5年ごとに行われております農林業センサスの調査結果でございますが、農業従事者として2015年が4, 158人、2020年が3, 147人、1, 011人の減少となっております。

それから、荒廃農地面積の推移でございます。令和元年度におきましては186ヘクタール、令和2年度につきましては190ヘクタール、令和3年度が230ヘクタール、これは農業委員会が毎年行っておられます調査結果でございます。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 予測どおりの数字だと私は思います。

今後、これがどんどん進むということになるのではないかと私は思っているんですけど、農家が減少すれば、必然的に荒廃農地も増えてくると、これは必然だと思うんですが、今後この状況はどのように推移していくとお考えかお尋ねをいたします。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 農業従事者数については高齢化が進む中で担い手が減少しておりますとともに、こうした中で認定農業者とか集落営農法人の育成とか規模拡大を図ってきたことも一つの要因ではなかろうかとも考えているところでございます。

こういった減少が進む中で、しっかり農地中間管理機構などと連携いたしまして、一層荒廃農地、そういったものにならないように、しっかりしていきたい、また、農林業の知と技の拠点が整備されますことから、これをしっかり生かして農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） しっかり振興に努めていただくということであります。先ほど言いました私の勝手かもしれませんが、やはり農道を一番利用されるのは農業従事者の方ということと私は思っております。この農業従事者の方が今のペースでどんどん減っていくということになると、ますます農道の維持管理をされる方がいなくなってくることが懸念されますが、こうした場合、誰が赤線の管理を行うのかということを考えてりするんですが、こうした場合、誰が管理するようになるんですか。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 農業で使われている部分については、農業従事者の方が管理されるものと認識しておりますし、土地改良区等が水路を持っていて、その横の赤線であれば土地改良区等が管理する、その利用の実態に合わせてやっていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それが全て、その2つの組織というか、絡むところなら万々歳なんですけど、そうじゃないところも結構あるんです。そういうところが今いろいろ問題になってきよるわけです。現在対応できるそういう団体、組織があれば、それは別に今私がこういう質問をすることもないんですけど、そうじゃないとこもどんどん増えてきております。

今、赤線の管理ということで、たしかこれ何年前か質問したときに、この資材支給というのをやっていただくようになったと思うんですが、今現状、資材支給の状況はどのようになっているか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 資材状況についてお答えします。現在、自治会への資材支給につきましては、道路課、河川港湾課、農林漁港整備課において行っております。

資材支給を行っているもののうち、除草作業に対しての資材につきましては、令和3年度においては、草刈り機の替え刃を326枚、燃料を380リットル支給しております。資材の支給状況は年々増加している状況です。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 今言われました自治会へということは、自治会を通しての支給という形になるんですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 自治会を通じて申請のほうをいただいております。以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） それで、今、支給制度については知らない人も結構多いんです。その支給制度がありますよという周知というのは、どのようにされているのか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） ホームページなどで周知を図るほか、自治会を通じて今周知を図っている、自治会にこういう補助をしておりますよという一覧があると思うんですが、その中にもこちらのほうを入れて周知のほうを図っているところです。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 先ほどちょっと私、聞こえなかったというか、聞き漏らしたんですけど、冒頭の答弁の中で、必要によれば舗装も市が行うというそのこのところ、もう一回教えていただけますか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 認定外道路舗装の制度のことについて、もう一度御説明します。

こちらのほうは、幅員や沿線の所有者が一定の基準を満たす赤線について、市のほうが路面を舗装する制度でございます。具体的に幅員や所有者は、幅員については1メートル以上、所有者が5名以上だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ちょっとこれはまた教えていただきたいんですが、最近のケースなんですけど、コンクリートを支給しますということでした。それは農家の方でもありません。一般の住宅の中に赤線が通っている。草を抜くのがもう大変だからどうにかありませんかというお問合せの中で、市のほうに聞きますと、コンクリートの支給がありますよという、申し訳ない、恥ずかしい話ですが、コンクリートの支給というのを私初めて知りました。

そこで、ありがたいなということで、お話に行っただけなんですけど、一つ問題が発生しました。というのが、コンクリートを流し込むということになれば、下地を掘り起こさなければいけませんよね。ある程度深さが生じます。それを自分たちでやってくださいよという話もしました。すると、できないと言う。見てくださいと。なぜと言ったら、岩石というか、もう下が石の塊のようなもので、自分らの手作業で掘り起こすことができないということでした。やはり、重機を持ってきて専門業者に頼むしかないんですけどということになったんですが、こういう場合は、重機を持ってきて専門業者に頼んで行うという形になるんですけど、そのときの費用はどういうふうになるんですか。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 議員のおっしゃるような形の岩を掘るような形での維持管理というのは、ちょっと相当なものになるかというふうに思いますので、ちょっとそういう場合は一応現地に職員が行って、どうしたらいいかというようなことは協議したいというふうに思います。

あまり岩を掘るような相談を法定外で受けたことがないので、ちょっと例としたら希薄かなと思いますけども、うちの専門の職員を派遣して、ちょっと現地のほうで協議させて

いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 今、先ほどから言いましたけど、田んぼとかそういうとこばっかり農道、赤線があるわけじゃないんです。今、住宅開発をされて、その中に赤線が存在しているところもたくさんあるわけです。そういうとこの維持管理というのは、本当は隣の人が、私は田舎にいますけど、引っ越したときには自分の家の周りは自分でやれということで教えられたもので、いろいろやっておりました。

ちなみに、なぜ自分の周りは自分でやるのかというのが私は疑問に思っておりまして、あるお年寄りに聞いたら、昔は家畜を飼っていたと、その草は餌じゃったと。じゃから権利があるというのから、ずっと自分のところは自分で刈れとなったんだということを教えてもらいました。そういうところがありますので、またその点については、またお話をしたいと思います。先ほど申しました点については。

当初から言いますように、もうどんどん高齢化してきている。あるお年寄りも、草を刈らんのじゃないんぞと、刈れんのじゃということを言われました。もうそういう機械を使うのも、自分らは危ないと、できんのじゃと、それは自分のそばにあるんじゃからきれいにしてあげたいし、やりたいということをおられました。それは現実だなと思います。

私は、平成25年12月の一般質問でこの赤線問題を取り上げました。そのときの答弁が、高齢化の進展の中で除草作業が全てお願いできるのか、改めて検討が必要なもう時期に来ているという答弁でした。9年前の答弁でもう検討が必要なんだという答弁でしたが、あれから9年たちましたが、どのような検討をされてきたのか教えてください。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 地元の負担が軽減できるようにと、資材支給の制度を一つ一つ見直してきております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） いいですよ。それでいいと思います。だけど、今言いましたよね、やらのじゃなくてやれんのじゃと。幾ら刃をもろうても、燃料をもろうてもできんものにやれと言われてもできないんじゃと。お年寄りというのは物すごい律儀ですから、やはり自分の周りが草が生えたり何かするのを物すごい嫌がって恥ずかしいと言われるぐらい、小まめに田舎では高齢者になってもやっていたらいいけど、もうこれも限

界というものがあります。

そこで、その当時、僕も質問、提案したと思うんですが、資材支給という観点の中で、もう時代に合ったような対応をしていかないと、幾ら資材を支給しても、できなければ無意味なものになるんです。

たまたま先般テレビを見ていたら、ある会社の自走式草刈り機というのをやっていました。気になるので、すぐネットでいろいろ調べてみたんですけど、これは適切な言葉か適切じゃないか、適切じゃなかったらすみません。女性でもできるという表現がされておりました。そんなに大きなものじゃありません。簡単にできる。草刈り機というのは、平成25年だったですか、僕が質問したときに、九州でお父さんが草刈り機を使っていて、子どもが後ろから来たというたしか事故がありました。当たってしまったという。それと、私の知人にも、田舎ですけど、草刈り機をやりよって自分の足を草と間違えたという、それで入院しました。それともう一つ、よく市の専決等が出てくる草刈り中に石が飛んだとか、それで車に当たったとか、大変一般的に使われる草刈り機というのは、相当上手な方じゃないと難しいんです。

だから、ぜひ、例えば今言いました自走式の草刈り機を市が購入して貸し出すということも一つの考え方ではないかと思えます。自治会でそれを使っただけで、個人で貸し出すのではなく、自治会でそれを使っただけであれば、よりやりやすく対応しやすいのではないかと思えますが、今即答はできないと思えますが、そういう考え方はどうかなと思えますが、何かあれば御答弁いただきたいと思えます。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 議員御案内の自走式の草刈り機の貸出しにつきましては、その安全性や操作性、また管理状況、また最近では草刈り機のレンタルを業としている方もいらっしゃるの、なかなかちょっとリースのほうを、市のほうで貸出しというのは難しいというふうに考えておりますけども、議員からありますように、地域の負担の軽減につながる方策については、関係部署としっかり協議して、とにかくいろんな対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） 危ないといえば、みんなどの機械も、危なくない機械は僕はないと思う。それで、以前、かなり昔、鳥取で鳥取芝生というのがすごく話題になったことがあります。それを視察に行ったんですけど、全て市民が管理するという約束で、学校、公園、全てを市民がやっていますということでした。危なくないですかと、いえいえ、自

走式は極端に危ないということはありませんということでした。かなり昔ですから、それから考えたら、今はもっと安全性が今は高いと思います。ぜひ参考にさせていただければと思います。

これから高齢化はもうどんどん進んでいくわけです。市長ももう1年たてばその仲間に入るという形になると思うんですけど、ぜひそれを見据えて、やはりできることをできやすいようにしてあげる方策を考える、本来なら、言葉は悪いですけど、市有地ですから、市が管理するということも考えられんことはないんです。だけど、市がもっとしっかり現実を見据えて対応を図っていただきたいと思いますが、市長、何かありましたら。

○議長（上田 和夫君） 市長。

○市長（池田 豊君） まず最初に、私ももう65になりましたので。

三原議員からの質問でございます。資機材の提供という制度は、市民の皆さんの間にも定着していると思います。それは基本としながらも、もう高齢化が進み、実態がかなり変わっております。それを基本としながらも、草刈り機のレンタルというような例示もありましたけれども、よりよい制度となるように今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（上田 和夫君） 11番、三原議員。

○11番（三原 昭治君） ありがとうございます。以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（上田 和夫君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） 申し訳ありません。マイクロチップに関する再質問の中で、県の取組についてお聞きになられた際に、キャンペーンの実施会場をルルサスというふうに申し上げましたけれども、アスピラートの間違いでございました。申し訳ありません。

○11番（三原 昭治君） 了解しました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、11番、三原議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、24番、清水議員。

〔24番 清水 力志君 登壇〕

○24番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部の皆様方には、何とぞ誠意ある御回答をお願いいたします。

まず最初の質問、消費税のインボイス制度についてお伺いいたします。

まず、消費税のインボイス制度が実施された場合の市内事業者への影響について、市の

認識をお伺いいたします。

前回、6月議会の一般質問で、私は異常な物価高騰における市内産業と市民生活の影響について市のお考えをお伺いいたしました。異常な物価高騰により市内産業や市民生活に大きな影響を受けている実態、これがお分かりになったのではないかと思います。

そして現在、市内産業、とりわけ中小業者や小規模事業者にとって深刻な死活問題が起きております。それは、来年10月1日から導入されます消費税のインボイス制度の問題です。このインボイス制度について少し説明をさせていただきます。

インボイスとは、適格請求書という請求書のことです。これまでの請求書との違いですが、現在の請求書に税務署が発行する登録番号が必要となります。さらに、消費税を10%の分と軽減税率8%の分とに分けて表示することとなっております。この登録番号付きのインボイスの発行義務があるのは、消費税課税事業者だけなので、消費税免税事業者のままだと登録番号はもらえません。

免税事業者とは、年間売上げが1,000万円以下の方々です。また、中小業者や小規模事業者だけでなく、一人親方や農業、漁業従事者、フリーランスで働く方々や、この後申し上げますシルバー人材センターの会員の方々など、対象者は広範囲にわたります。

ここで少し消費税の計算について述べたいのですが、消費税は年に一度、個人事業主は確定申告のときに、法人など企業は決算のときに、1年間の売上げの消費税から仕入れ消費税を引いて出します。この差し引いた部分が仕入れ税額控除と言われております。現在は、免税業者の取引先企業が免税業者から仕入れたと帳簿に記入すれば、仕入れ税額控除を受けることができます。しかし、来年10月からは、インボイスがなければ仕入れ税額控除を受けられません。これにより、免税業者の免税分を取引している課税業者が負担をしなければなりません。当然、課税業者にとっては不利益となるので、免税業者との取引を中止して排除するおそれがございます。

一方で、免税業者にとってみれば、これは課税業者になるかどうかは選択できるのですが、このまま免税業者としていれば、これまでの取引が中止もしくは消費税分の丸々値引きを迫られる状態になってしまい、事業が成り立たなくなっていくと思います。かといって、課税業者になれば、たとえ年間売上げ1,000万円以下であっても納税義務や事務的負担が発生するなど、影響を受ける人たちの深刻さは実施が迫るにつれて浮き彫りになっております。

こんなことになるなら、もう廃業したほうが良いという声も聞こえており、このインボイス制度により廃業する免税業者は増えるだろうと言われております。消費税のインボイス制度が実施された場合の市内事業者、特に免税業者への影響についてどのように考えて

いらっしゃいますでしょうか。

また、相談窓口などでどのような相談があるのか、市の認識をお伺いいたします。

次に、2点目の質問。

令和4年3月議会で、シルバー人材センター事業に関する意見書が採択されましたが、このことについて、市はどのように受け止めているのかお伺いいたします。

3月議会において、適格請求書等保存方式（インボイス制度）についてシルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書が提出され、全会一致で採択されました。

シルバー人材センターとその会員さんとは、雇用関係ではなく会員登録という形で契約を結ばれております。ですから、会員さんは個人事業主となり、シルバー人材センターは会員さんの活動に対しての対価は給料ではなく、配分金という形で支払われております。この配分金は人件費ではなく、外部委託、つまり外注費の性格を持ちます。人件費には消費税はかかりませんが、外注費の性格を持つ配分金には消費税がかかります。会員の方たちは年間売上額が1,000万円以下の個人事業者となっているため、消費税の納税義務が免除されています。

ところが、このインボイス制度が導入されると、会員の方たちは消費税課税業者となり、インボイス発行事業者に登録し、インボイスを提出しなければ、シルバー人材センターは仕入れ税額控除を受けられなくなります。会員の方たちが全て登録することは困難であり、帰するところシルバー人材センターが負担することになります。しかし、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。このままでは、少額の収入しかない会員の方たちの手取り額がさらに減少することになります。

この現状を踏まえて、この意見書について市ではどのように受け止めているのかお伺いいたします。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 清水議員の消費税のインボイス制度についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市内事業者への影響についてです。令和5年10月から導入されますインボイス制度は、事業者が消費税の納付を行う際に、課税事業者が発行する適格請求書、いわゆるインボイスをもって仕入れ税額の控除を行うこととなる制度でございます。この

制度により、これまで消費税の納税を免除されていた課税売上高等が1,000万円以下の事業者がインボイス発行事業者にならない場合には、仕入れ税額控除が必要な事業者との取引ができなくなるなどが想定されます。

事業者のうち6割を占めるといわれる免税事業者の方々は、業種や組織形態、取引状況など自己の業務形態の必要性に合わせて、インボイス発行事業者として税務署に登録申請するかどうか、十分に検討されて選択、判断される必要がございます。

事業者からは、インボイス制度の内容についての相談が多く、税務署や商工会議所等で周知を図られているところがございます。市といたしましても、総合相談窓口やコネクト22等において、商工会議所や関係機関と連携し、相談等にしっかりと対応してまいります。

次に、2点目のシルバー人材センター事業に関する意見書についてです。

御質問の意見書につきましては、インボイス制度の適用により、シルバー人材センターの運営に大きな影響があることを懸念し、安定的な事業運営が可能となるよう本年3月の市議会定例会において可決されたものであると認識しております。

市に対しましても、防府市シルバー人材センターからインボイス制度の影響緩和等についての要望をいただいております。中国市長会、全国市長会から国に対して適切な措置を講じることなどの提言を行っているところでございます。

インボイス制度の導入により、シルバー人材センターの会員はそれぞれが個人事業者とみなされることから、センターに大きな負担が生じ、事業活動への支障がないか危惧されます。これに対し、現在、全国シルバー人材センター事業協会で、その財源確保を含め対応策等の検討をされていると聞いており、これらの動向に注視いたしますとともに、今後もセンターの目的でございます高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実や社会参加の促進を図られるよう、しっかりと必要なサポートをしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 御回答いただきました。

ところで、たとえ年間売上げが1,000万円以下だとしても、取引先もしくは消費者側から預かった消費税は納税するのが当たり前ではないか、それを免税業者として懐に入れる、つまり益税とするのはおかしいのではないか、そう思われる方もいらっしゃるかもしれません。

ここで、少し余談になりますが、このような事例がありますので、御紹介いたします。

消費税が導入されました1989年——平成元年ですが、あるサラリーマンが東京と大

阪で裁判を起こしました。免税業者とか簡易課税を採用し税金をピンはねしている事業者がいる。自分の払った消費税が国に入っていない。これは恣意的な徴税を禁止した日本国憲法第84条違反及び同第29条の国民の財産権を侵害するもので、欠陥税制であり違法だ、損害賠償をせよと訴えました。この文中の「ピンはね」といわれる部分が益税ということになります。

この裁判の判決は、徴収義務者が事業者であるとは解されない。消費税分はあくまで商品の役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではないというふうにしております。つまり、消費税は物価の一部であり、預り金ではないということを証明しており、こういうふうに主張をしたのは、ほかでもない税務署側、国側なのです。

以上のことから、シルバー人材センターの会員の方たちを含めた全ての免税業者について、制度的にも法律的にも、そして判例的にも正当性があるということを強調しておきたいと思います。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁で、大体、免税業者は6割というふうにお聞きいたしました。そして、相談等に対応していくということですが、今回のインボイス制度で本当に免税業者の人たちにとって、とても大変なことになってくるといことが出てくると思うのですが、例えば、登録に関しては、今日、税務署に行ってあしたもらってくるというレベルのものではないと思います。時間がかかるといいますので、いつまでに申請をしてくださいとか、取引相手に対消費者であればインボイスは必要ないけど、法人であればインボイスが必要になってきますとか、あと、そうすることで免税業者から課税業者となり、必要以上に消費税の負担が増えることになってきますが、そういうことで困ることも出てくるといいます。

あとは、経過措置もございますが、その移行の間にどういうことがあるとか、そのときにはこうしたほうがいいのか、そういった一連の流れなども含めて相談しながらやっていかなければならないと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 事業者からのインボイス制度による消費税の負担増などに関する相談についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、商工会議所や関係機関と連携してしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） そのあたりの相談体制も今後しっかり行っていただきたいと

いうことを要望いたします。

では、次の質問をさせていただきます。

市の公共事業において、消費税免税事業者による受注の実態はどうなっていますでしょうか。また、インボイス制度の実施により、消費税免税業者が今後公共事業を受注できなくなる懸念がございますが、そのあたりはどうでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 御質問にお答えいたします。本市が発注いたします建設工事及び物品調達等の入札参加資格事業者につきまして、消費税免税事業者かどうかは把握いたしておりません。

インボイス制度の導入につきましては、先ほど産業振興部長のほうから申し上げましたとおり、多方面にわたり周知に取り組まれておるところでございます。本市といたしましては、令和5年10月からの実施に向けまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） それぞれ不利益にならないような対応、これをお願いしたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

2点目の質問、シルバー人材センターについてお伺いいたします。

3月25日に行われました衆議院財務金融委員会で、インボイス制度におけるシルバー人材センターへの影響についての質問に対して、厚生労働省は、消費税納税額分が高齢者の負担とならないよう発注者の自治体に適正な価格の設定を要請したと答弁をしております。つまり、国はインボイス制度によるシルバー人材センターへの負担を地方自治体に押しつけようとしております。

また、5月18日に行われました衆議院厚生労働委員会では、シルバー人材センターの適用除外や特例を求めた質問に対して、厚生労働大臣は、シルバー人材センターに限って税制上の特例を設けることは公平性の観点から課題がある、どのような支援が可能か検討したいと答弁しており、現時点では特例措置の実施は困難としております。

以上のことを踏まえまして質問をさせていただきます。

現在の防府市シルバー人材センターに登録している会員数と、予定どおりインボイス制度が導入され、国による特例措置などを含め何らかの救済措置が実現しなかった場合に、会員がインボイス発行事業者に登録せず、シルバー人材センターがその消費税の仕入れ税

額控除分を負担した場合、その額はどのくらいになるのかお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） 防府市シルバー人材センターの会員数につきましては、令和4年3月末現在で935名でございます。

影響額につきましては、制度導入後一定期間緩和措置が国において設けられることとなっておりますが、緩和措置を含めない場合で、年間の影響額について計算しますと、令和3年度の事業実績の配分金を基に、その10%に当たる約3,700万円が影響額ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 今の会員数の方が935名、そしてこの負担する金額は大体試算で3,700万円というふうにお伺いしましたが、先ほど申し上げましたように、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、負担は困難だと考えます。

そこで、質問ですけれど、会員の方たちがインボイスを発行することや、シルバー人材センターが仕入れ税額控除分の消費税を負担することは、正直言って困難だというふうに思っております。このことは意見書にも書かれております。

そして、国は地方自治体に負担を押しつけようとしております。このような状況の中、市としてどのような対応が必要だと考えるでしょうか。意見書に書かれてあるとおり、そして先ほど御答弁いただきましたが、それぞれ市長会などを通して要請をしているというふうにご回答いただきましたけれど、その要請が実現せず、それが強行されるのであれば、市における補填をすることが必要であると要望いたしますが、いかがでしょうか。先ほどの御答弁と少し重なるところもあるかもしれませんが、改めてお考えをお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 産業振興部長。

○産業振興部長（白井 智浩君） シルバー人材センターに対する市の対応についての御質問についてでございますが、先ほど申しましたとおり、今後もシルバー人材センターにおいて高齢者の就業機会の確保等が図られるよう努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 先ほどの御答弁、シルバー人材センターの会員の方々が聞くと、ますます不安になられるのではないかなというふうに考えます。

意見書には、

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されると書かれております。

それだけでなく、この消費税増税や物価高騰、年金の引下げ、さらには高齢者の医療窓口負担の引上げといった中で、生活費としての貴重な収入源とされている会員さんも少なくないと思います。この意見書に書かれている懸念にならないよう、またこのようなことを起こさせないようにすることを要望いたします。

このインボイス制度について、日本商工会議所、全国建設労働組合総連合、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟などといった団体がこの時期にやるべきではない、中止するべきだ、凍結するべきだと意見書を出しております。

また、地方自治体においては、これは国のすることだからと思われているかもしれませんが。しかしながら、先ほども申し上げましたように、このインボイス制度をきっかけに廃業を本気で考えている事業者も多くいることは事実です。全国でも廃業者は多発するだろうと専門家の分析もございます。そして、私自身、このインボイス制度の内容を知れば知るほど、そして市内の中小事業者の方、個人事業主の方からのお話を聞けば聞くほど、このインボイス制度はまさに弱肉強食の新自由主義をそのまま表現したとんでもない制度だと思っております。

防府市の経済、産業を支えているのは、ほんの一握りの大企業だけではありません。多くの中小業者や小規模事業者の衰退は、すなわち防府市の経済、産業の衰退に直接つながっていくことを認識していただきたい。「国のすることだから」が回り回って市に大きな影響を及ぼすことを認識していただきたい。

長く続くコロナ禍や物価高騰で疲弊している今、このインボイス制度を実施するべきではないと考えますので、防府市におきましても、国に対して中止の声を上げていただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

○議長（上田 和夫君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。24番、清水議員の2項目めの質問から再開いたします。24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） それでは、続いての質問、地域公共交通計画案についてお伺いいたします。

公共交通について、また公共交通に関する事業などについては、これまで多くの議員が提案を含めて質問をされてきました。私も今年の3月議会において、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度について質問をさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症は、全国の公共交通機関にも大きな影響を与えました。もちろん防府市でも例外ではありません。私が以前傍聴させていただきました防府市地域公共交通活性化協議会においても、公共交通事業者からは新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が激減した。たとえコロナが終息したとしても、コロナ前の状況には戻らないだろうといった感じの発言をされたことを覚えております。

路線バスなどの公共交通の利用は、ある意味習慣であると言ってもいいと思います。その習慣が生活スタイルの変化やほかの交通手段に変わってしまうと、なかなか公共交通利用に戻ってきません。

ところで、8月23日に行われました総合交通体系調査特別委員会において、地域公共交通案の策定について御報告がございました。この計画の根拠となる法律、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、少し前になりますが、令和2年11月27日に施行されております。この法律については、これまで何度も改正されており、その改正の目的に合わせて地域公共交通に関連した計画の名称も若干変化をしております。

防府市においても、防府市生活交通活性化計画、第2次防府市生活交通活性化計画で、その次に策定されたのが現在の計画で防府市地域公共交通網形成計画、そして、この後に策定されるのが地域公共交通計画です。

以上のことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

1点目は、現在の計画である地域公共交通網形成計画との違いは何でしょうか。

2点目は、現在の防府市地域公共交通網形成計画は、令和6年3月で計画満了となり、まだ約1年半ほど残っておりますが、現時点での達成できたものや、次の計画に積み残しとなりそうなもの、また現在進行形でされていることなど、これまでをどう評価されてい

るでしょうか、お伺いいたします。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の地域公共交通計画の策定についての2点の御質問にお答えいたします。

私は公共交通が日常の生活を支える大切な移動手段であることから、その基幹となる路線バスを中心とした公共交通サービスの維持や利便性の向上に努めることが重要であると考えております。

まず、議員お尋ねの1点目のこれまでの地域公共交通網形成計画との違いについてでございます。

地域公共交通網形成計画は、市民の日常生活などを支える持続可能な公共交通の実現を目指し、路線バス等の既存の公共交通を活用したネットワークの確保、充実を対象とした取組を示した計画でございます。

一方、地域公共交通網形成計画に続く新たな地域公共交通計画については、令和2年に改正されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、路線バス等の既存の公共交通に加え、新たにNPO法人などが保有する自家用車や、医療機関、福祉施設等が所有する送迎バスなどの地域の多様な輸送資源の活用についても計画に位置づけできることとなりました。

この法改正の趣旨を踏まえ、現在策定中の地域公共交通計画の中で、福祉の視点も取り入れた持続可能な地域公共交通の在り方を検討してまいります。

次に、2点目の現在の地域公共交通網形成計画の評価についてでございます。

本市では、平成30年度から令和5年度を計画期間とする防府市地域公共交通網形成計画に基づき、バス路線のネットワークの維持や利用促進を中心に、玉祖地域でのデマンドタクシーの運行や小野地域でのバス運賃低廉化の実証実験等に取り組み、一定の効果があったものと感じております。

しかしながら、バス・タクシー運転手不足やコロナ禍における利用者の減少等によりバス路線の再編等については、十分な取組ができなかったと考えております。

こうしたことも含め、新たに策定いたします防府市地域公共交通計画が本市の実情に応じたよりよい計画となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 次の計画には、福祉の視点も取り入れるという御回答をいただきましたけれども、こういった視点で計画を策定していく。これには、やはりこのたびのコロナ禍、そして利用者の高齢化、運転手の人手不足、そして免許返納をされている高齢者の方が増加していると、そういった視点から、こういうふうな計画を策定されるのではないかというふうに思われます。

それでは、再質問並びに関連した質問をさせていただきます。

今、私が気になっていること2点について、質問をさせていただきます。

まず1点目が、先ほど御回答の中にも触れておりました運転手不足の問題です。この問題を初めてお聞きしたのは、たしか総合交通体系調査特別委員会で、玉祖デマンドタクシーの実証運行の説明を受けたときだと記憶しております。

このときに、私が「交通事業者の運転手不足がどのような影響を及ぼすか」という質問に対して、「今後の地域公共交通網形成計画に影響を及ぼす可能性がある」という御答弁をいただきました。この交通事業者の運転手不足、さらに言えば運転手の高齢化も今後の事業継続を困難にしていると考えます。

そこで質問ですが、バス・タクシーの運転免許取得の補助などについても、今後検討する必要があるのではないのでしょうか。この運転手不足への対策についての御見解をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 御質問にお答えします。

運転手不足は全国的に問題となっております。本市におきましては、県内の交通事業者等が連携して実施するバス・タクシーの運転手体験や、それから就業説明会のイベントへの協力等を行なっておりまして、今後も引き続き協力していこうと思っております。

計画につきましては、次期計画を策定する中でしっかり検討してまいります。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 次の計画にも入れていくというふうな御回答をいただきましたが、先日、牛見議員の一般質問の中でも、そういった何ですかね、デジタル化に伴う公共交通の在り方というのも質問されておりましたけれども、こういった自動運転そういった技術ですね。あとは運転者支援、そういった技術も今後のことに取り入れていかれるのではないかというふうに思われますが、やはり基本となるのは人であると考えます。今後とも、継続して実施していただきますよう要望をいたします。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。

現在の防府市地域公共交通網形成計画に市民アンケートの結果が掲載されておりまして、

公共交通の利用頻度の質問に対して、路線バスの利用頻度は利用していないと答えた方の割合が74.1%でした。

その一方で、まちづくりの方向性、まちづくりを進めていく上で重要な取組として、市内を行き来しやすい路線バス、鉄道等の充実と答えた方の割合が36.8%でした。

このことから、路線バスは利用しないけれど、まちづくりには路線バスの充実が必要だ、欠かせないという方が一定数いらっしゃるのではないかとこのように思われます。

私としては、こういう皆さんにぜひとも計画の策定に参加していただきたい。意見交換ができる場所が必要であるのではないかと考えます。路線バスの充実が必要であると考え方の中には、市が補助金を出しているからそのうち国が何とかしてくれるだろうと思っている方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。そんな方々に現状を率直に伝え、議論に加わっていただきたいと考えます。

今後も、市民の皆さんの意見を広く取り入れられるような計画を策定していただきたいと要望いたしますが、御見解をお聞かせください。

○議長（上田 和夫君） 地域交流部長。

○地域交流部長（杉江 純一君） 御質問にお答えします。

防府市地域公共交通計画の策定に当たりましては、市民の声を幅広く取り入れるため、来月10月よりアンケート調査を行うこととしております。対象ですけれども、無作為抽出による18歳以上の市民のほか、地域の実情に詳しい民生委員や、それから市内の高等学校に通う学生を対象に実施いたします。

これらのアンケートから、市民の公共交通に対するニーズを把握し、その声を取り入れた計画となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 24番、清水議員。

○24番（清水 力志君） 計画の策定には、先ほど御回答いただきましたアンケートの実施。そして、計画を実施する前にパブリックコメント。あと協議会に利用者の方が数名いらっしゃいますが、それだけで十分なのかどうかと考えるところもでございます。

また、ちょっと資料を見ているんですけど、これまでの網形成計画では、計画終了時に計画達成状況などを評価するものが、この次の地域公共交通計画には定量的な目標を毎年評価されるというふうでございます。

その中で、やはり計画の見直し・変更、そういった形で進めていただけたらというふうに要望いたします。

よく地域の実情に応じた公共交通網の実現を目指すと言いますが、公共交通については、

それぞれの地域の面積や地形、地域を形成してきた歴史、自動車の普及率や公共交通に関する地域の方の意識など複雑な要素が絡み合うために、個別性が非常に高く、他市や他地域の成功事例も単なる参考事例にすぎないということもあると思います。だからこそ、そのベースとなる意見聴取や調査が不可欠であるということを申し上げておきます。

公共交通については、個別性が非常に高いために、それぞれの地域の特性に合わせた住民とともに練り上げた施策を展開することができた自治体と、それができなかった自治体とでは、その後の自治体の命運を分けるほどの決定的な違いが生じるとも言われております。

新たに策定される地域公共交通計画が、防府市の未来を切り開く道しるべになるよう、今後も継続して尽力していただきますことを要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（上田 和夫君） 以上で、24番、清水議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、2番、田中健次議員。

〔2番 田中 健次君 登壇〕

○2番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

今回は大きく2つの質問についてお尋ねをいたします。

質問の第1は障害福祉についてであります。手話言語条例の制定に関して、手話通訳者の方もおられますので少しゆっくりしゃべっていきたくと思います。

1点目の質問は、手話言語条例の制定についてであります。

簡単にこれまでの経過を振り返ります。防府市手話言語等に関する条例検討委員会が昨年度3回開催され、今年の3月議会で防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例、これが制定され、今年の4月から施行されています。

条例名が長いので、コミュニケーション条例と略させていただきますが、この条例制定までには、若干の紆余曲折がありました。市執行部は手話言語条例の内容とコミュニケーション条例——情報コミュニケーション条例と言ったほうが適切かもしれませんが、この2つの内容を盛り込んだ条例を制定することを考えておられ、第1回の検討委員会では、その考えに基づく資料が提出されました。

これは山口県や県内の多くの市が手話言語条例を制定したのとは、異なる方向でした。そのためか、第1回の検討委員会の際に、当事者団体から反対意見が出されました。第2回の検討委員会に提出された資料でも、市執行部の考えに変更はなく、第2回の検討委員会後に当事者の団体である防府市聴覚障害者福祉会から市議会に議会懇談会の申込みが

あり、8月に議会教育民生委員会が情報コミュニケーション条例と手話言語条例の違いについての説明をお聞きし、意見交換をしました。

その直後の9月の委員会での質問でこの課題が取り上げられ、詳細は省略いたしますが、その中で私はこう述べています。「当事者の声を尊重して、手話言語条例と情報コミュニケーション条例とは別々に制定するほうがよいのではないか。その際、手話言語条例は後になってもよいとの市聴覚障害者福祉会のお考えであった」こう述べました。

11月の第3回検討委員会では、これまでの2つを盛り込んだ案のほかに、コミュニケーション手段だけの案も出され、委員の真摯な協議の結果、コミュニケーション手段の条例案が多数意見として検討委員会のまとめとされました。

私は今年3月議会で条例案の討論の際に、担当課の御尽力に敬意を表するとともに、山口県と県内6市で手話言語条例が制定されており、手話言語条例の早期の条例制定が望まれることも申し上げました。

そこで質問に入りますが、本年4月に施行されたコミュニケーション条例に引き続き、手話言語条例の制定を検討すべきではないかと考えますが、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

大きな2点目の質問は、ケーブルテレビの行政情報番組ほうふほっとラインについてであります。

8月のほうふほっとラインは、先ほどの条例制定の後、「防府市コミュニケーション条例～ともに生きる地域社会に向けて～」と題されて、このコミュニケーション条例についての解説、7月の条例制定記念講演会の様子などが取り上げられていました。

ところが、このほうふほっとラインを見ると、以前からのほうふほっとラインと同様なのでしょうが、司会者、市の担当者が説明などでしゃべる際にはマスクをしたままで、説明内容の字幕も手話通訳者の画像もない状況でありました。

各テレビ局、これは人同士の間隔を十分に取ったり、アクリル板などを間に置くことで、マスクを外して口元の動きが分かるようにしています。このほか、気象庁の記者会見では口元が見える透明なゴーグル型マスクで対応されている、そういうこともありました。

今週初めの台風の際には、通常のマスクでありましたけれども、先日開催された市の人権セミナーでは、手話通訳者の方がこのゴーグル型の透明なマスクをつけて手話通訳をされておりました。

また、新聞のテレビ番組表を見ると、番組名の箇所文字の字という表記がされている番組が、これは字幕放送であります。NHKではほぼ全て、民放でも半分以上で字幕放送をしており、字幕のボタンを押せば字幕が表示されます。

4月からコミュニケーション条例が施行されているのですから、防府市も様々な障害者に配慮した形で情報を伝えるよう工夫すべきではないかと考えます。こうした点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の障害者福祉についての御質問にお答えします。

私は、誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の構築が重要であると考えております。そのため、本市の最上位計画である第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」において、手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション支援の人材育成と意思疎通支援の充実のため、手話言語等に関する条例を制定することとし、取り組んだところで。

まず、1点目の手話言語条例の制定の検討についてです。

令和2年12月議会の一般質問において、私は手話が言語であることの位置づけを明確化し、障害のある方の意思疎通が円滑に行われるよう、コミュニケーション手段についての理解を促進するために条例を制定することは、障害のある方が住み慣れた地域で生活する上で、重要な役割を担うと申し上げ、その考えの下、条例を制定するため、学識経験者や障害福祉団体連合会等の関係団体で構成する防府市手話言語等に関する条例検討委員会を設置し、検討を重ねていただきました。

この委員会において、手話言語と手話以外のコミュニケーション手段を合わせた条例が適切という意見があり、検討を重ねられた結果、最終的には障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の結論に至ったと伺い、私は委員会の結論を尊重し、いわゆるコミュニケーション条例を制定したところであります。

まずは、本年4月に施行しましたこのコミュニケーション条例に基づき、手話をはじめ要約筆記や点字などへの理解と利用の促進にしっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目のケーブルテレビの行政情報番組ほうふほっとラインについてです。

本市では、市広報をはじめ様々な広報媒体を活用して市政情報を発信しております。このうち、広報番組ほうふほっとラインは、健康、文化、イベントなど、暮らしに役立つ市政情報をテレビを通じてお届けしているものです。

市政情報の発信には、誰にも正確で分かりやすくお伝えすることが何より重要であると考えております。このため、コミュニケーション条例の趣旨にのっとり、聴覚に障害がある方にも配慮するため、10月放送分からは全編に字幕を表示することといたしました。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございます。

ほうふほっとラインについては、10月から字幕放送を入れるということでありましたので、その辺は評価をしたいと思います。

ただ、今の答弁を聞いて、当面はコミュニケーション条例の周知に全力を上げるというのか、そちらのほうに力を注ぐというような、市執行部の考え方というのか、そういう形で手話言語条例の制定について、当面はまだ考えておられないということは残念であるということをお願いしておきたいと思います。

山口県内では、既に萩市、それから山口県、周南市、山陽小野田市、下関市、岩国市、山口市というような順序で、県と6市が手話言語条例を制定しています。他の自治体の動向について、防府市として把握しておるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（上田 和夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

まだ条例を制定していない自治体につきましては、連絡を取り合いながら、その状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 連絡を取り合いながらということであれば、これはまだそこまで進んでいないということなのかもしれませんが、全国手話言語市区長会という組織があります。その会員が山口県の中で、13市中10の市がその会員になっております。防府市もその会員ですが、手話言語条例あるいは情報コミュニケーション条例を制定しているところを除くと、柳井市、美祢市、長門市がこの全国手話言語市区長会の会員です。

柳井市のホームページに出ております障害者福祉計画、これは令和3年3月に策定されたものですが、この中には手話言語条例の制定に向けて準備、というふうに記載されております。令和3年度からその準備に取りかかっているわけですから、そういうことでいけば3年、4年、多分、今年度ぐらいにはできるのか、あるいは計画に載せて、5年間の計画でしょうから、少し先になるのかわかりませんが、柳井市はこういう形で進んでまいります。

そのほか美祢市と長門市も全国手話言語市区長会の会員ですから、何らかのこういった条例制定に向けて、そこの市の予算説明書には条例制定云々に向けてみたいな言葉も書いてあります。そういうことを考えると、この3市が時期は別にして、手話言語条例を制定されるのではないかと考えております。

そう考えますと、やはり防府市もこれまで議論を積み重ねてきたわけですから、来年度

以降になるかもしれませんが、手話言語条例の制定に向けて検討していただくということを強く要望しておきたいと思います。

それから、ほうふほっとラインのことについてであります。10月からテロップというのか字幕を入れるということでありましたけれども、口元を見るだけである程度分かるというようなこともあります。そういった形でマスクを外すだとかいうことについては、いかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

次回10月の放送分から、出演者には可能な限りマスクを外して発言するようにしたいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） それと、字幕を入れれば必要があるのかなのか私はよく分かりませんが、防府市には正規職員（後刻訂正あり）の手話通訳者がいるというふうに、先ほどの全国手話言語市区長会のアンケートで答えておられます。

月1回制作するほうふほっとラインの手話つき放送と申しますか、そういうことは市の正規職員（後刻訂正あり）の方にその画面を撮るという形で、それを合成するような形で、それは難しくないと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

手話通訳の画面への挿入につきましては、既に制作会社等と協議を始めております。防府市の職員の派遣につきましても、調整がつき次第実施したいと考えております。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 分かりました。

それから、今回のほうふほっとライン、情報コミュニケーション条例の中身を伝える、中身で、聴覚障害者の方にとってみればなかなか不十分な番組だとは思いますが、そうはいってもそれを横で通訳をしたりという形で、様々な方面で利用することが可能な気がします。これまでに放送した番組は生涯学習課でたしか貸出しが可能だったと思いますが、ほかの方法は何か考えられておるのでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総合政策部長。

○総合政策部長（石丸 泰三君） お答えいたします。

番組の様々な活用のシーンでございますけれども、DVDを作成いたしまして、現在ソラール、それから文化福祉会館で随時貸出しを行っております。

それから、ルルサス文化センター内のディスプレイ、これにおきまして常時放映をしておりますし、ユーチューブの市の公式チャンネルでも配信を行っているところでございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） ありがとうございます。

ほうふほっとラインの問題で、コミュニケーションということを取り上げさせていただきましたけれども、4月からコミュニケーション条例が施行されております。市役所の各部、各課におかれては、その中で障害者に対して様々な配慮をホームページ上もしていただくということを要望して、大きな1番目の質問を終わりたいと思います。

引き続いて、2番目の質問ですが、質問の第2は災害関連対策についてです。

2点についてお伺いいたします。

1点目の質問は、ハザードマップとともに公表されていた浸水実績図が、市のホームページから昨年削除されたことについてであります。私はちょうど4年前、2018年、平成30年9月議会で、2017年、平成29年の水防法改正の課題を取り上げました。

この水防法改正により、水位周知河川等に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村が把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知する制度が創設されたことを述べ、市は水害情報をどう把握し、どのように住民に周知しているのか尋ねました。

その際の御回答では、県において過去の水害履歴の調査や既存資料の整理を行う予定であり、その後、市に対し情報の提供がなされることとなります。市といたしましては、そのような情報提供を受けた後に、既に公表している浸水実績図の充実を図りたい、こういう御答弁でした。

市のホームページを確認したところ、確かにハザードマップと一緒に浸水実績図が公表されており、過去の大雨により浸水した箇所の資料や住民への聞き取りを基に作成したものであることが記載されておりました。

ところがどういうわけか、昨年9月から12月の間に、市のホームページのハザードマップの箇所からこの浸水実績図が削除されておりました。水防法改正で浸水実績等を住民に周知することが制度化されているのに、どのような理由で浸水実績図を削除したのか、引き続き公表すべきではないかと考えております。市執行部の御見解をお伺いいたします。

2点目の質問は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定された土地についてであります。いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンに指定された土地の問題です。

固定資産税に関して、どのような減免措置がされているかという点であります。豪雨で

の土砂災害に対し災害を予防する観点から、土砂災害特別警戒区域——レッドゾーン、土砂災害警戒区域——イエローゾーンの指定がされていますが、指定された土地では災害の危険度が高いこと、建築制限、開発制限があるため、土地の売買にも支障があり評価が下がります。

こうした土地について、固定資産税の減免とはどのようなようになるのか市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 田中健次議員の2点の質問のうち、私からは1点目の浸水実績図のホームページからの削除についてお答えします。

議員御案内のとおり、2017年、平成29年の水防法改正に基づき公表していた浸水実績図は、平成21年7月の浸水実績資料と地元への聞き取りによる浸水範囲を図面化し作成したものでございます。

しかしながら、災害から10年以上が経過し、この間、災害復旧に伴う河川改修、近年の大規模な浚渫、下水道事業の進捗、さらには開発行為による地盤のかさ上げにより、公表していた浸水区域と現状が大きく乖離してまいりました。

このため、市民の皆様からお問い合わせや御指摘があり、土地利用に混乱が生じてきたため、公表していた浸水実績図をホームページから削除したところです。

現在は、昨年の水防法改正で作成が義務づけられた浸水想定情報を網羅した内水浸水想定区域図の作成に、本年度から本市ではいち早く取り組んでいるところでございます。

この区域図は、浸水の深さや浸水区域を実際に近い状態で表現でき、避難行動などの防災対策の一助になることから、完成後速やかに公表することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 私からは、2点目の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定された土地の固定資産税に関して、どのような減免措置がされているのかについてお答えします。

固定資産税における土地の評価については、国が定める固定資産評価基準によって、現況及び利用目的に重点を置き認定した地目ごとに定められた方法により評価すること及び評価の均衡を確保する必要がある場合には所要の補正を適用することができることとされています。

本市では、例えば高圧線の下や飛行場の周辺などの土地の利用に制限がかかる場合は補正が必要であることから、防府市固定資産評価事務取扱要領の中で所要の補正を定めてい

るところです。

議員お尋ねの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域についても、所要の補正として評価額を減額することとしております。補正率については、宅地及び雑種地について、土砂災害特別警戒区域内いわゆるレッドゾーンにある土地が0.7、土砂災害警戒区域内いわゆるイエローゾーンにある土地が0.95としております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 昨年9月から12月の間に削除されたということを申し上げました。以前には、一般質問をしたときにはそういうものがあったわけです。

それで、9月から12月の間に削除されたことがなぜ分かるかということ、昨年9月の初めと12月初めの防府市のホームページ全てが、これ国立国会図書館のインターネット資料収集保存事業で、国立国会図書館のホームページから入っていただきますと、3か月ごとに保存されたホームページが10年以上にわたって見ることができるので、それをたどっていくと、9月から12月の間に削除されたということが分かるわけです。これは、執行部の皆さんもそれから議員の皆さんも、非常に便利であります。自治体のほかに中央の省庁などについてもこれがあります。

それで、内水浸水想定区域図というものについて言われましたが、今、お話聞いて少しは分かりましたが、どういうものか、それからどのように作るのか、もう少し詳しい説明いただければと思いますが。

○議長（上田 和夫君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

内水浸水想定区域図につきましては、まず内水による浸水が想定される区域内の地形や地盤の高さ、水路の状況等を調査、測量しまして、そのデータを基にして降雨時の浸水シミュレーションを行い作成するもので、この区域図を用いまして内水ハザードマップを策定する予定としております。

なお、どういったものかということですが、防府市の中でもそれぞれ排水区ごとにその土地の特徴といいますか、そういったものがございまして。水路であっても全てが同じ水の処理をすとか、同じ時間で同じ量を処理するということではできませんし、そういった隣の処理区とはまたどういふふうにつながってくるのかとか、そうしたこともいろいろ調査をしまして、その中でまた土地のくぼみとかもございまして、そこで水がどのぐらいたまってくるのか。あと降る雨の量ですね。これも通常の雨の量ではなくて、一時期に大量の雨が降る、ゲリラ豪雨みたいなということもございまして、そうしたこ

とをシミュレーションをしまして、どこに雨がどのぐらいの深さでたまってくるのかとか、そういったものを地図で表示ができ、公表ができるということで、それに基づきまして市民の皆様がいち早く避難をするとか、そういったことにもつながってまいりますので、それに役立てていきたいということで作るものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 今の御回答の中で、その内水浸水想定区域図ですか、それでそれに基づいて内水ハザードマップというふうなものを作るというふうにお聞きしましたけども、これについてハザードマップと区域図はどういうふうに違うのか、ちょっとそういったことについても御説明願えますか。

○議長（上田 和夫君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 御質問にお答えいたします。

まずは、先ほど申しました内水浸水想定区域図で、いろいろ調査、測量等をしました内容を基に図面を作ります。その図面を基にしまして、あとは避難情報とかそうしたそのほかの情報も取り入れたもので、内水ハザードマップというものを作成するということになります。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 分かりました。

私のほうは浸水実績図がなぜ消えたのか。これは市議会と玉祖地域の意見交換会の際に、内水氾濫のことが少し話題になりました。

その際に、私、浸水実績図のことを前の一般質問でお答えいただきましたので、そういったものがあるはずだというふうに申し上げて、それでたまたま持っておったタブレットでそのページ確認したんですが、なかったんであれおかしいな、私の見間違いかなと思って、出ている箇所を詳しく見ましたがやっぱりなかったということです。

それで浸水実績図が内水浸水想定区域図というふうにある意味では進化をして、それがさらにもう少し情報が加わって内水ハザードマップというふうになっていくということで、一番最初の浸水実績図は、私、それを見たときに、それまでのいろんなハザードマップに比べると、信頼性というのか、何となく少しこれでいいのかという感じを、私も率直に言って思ったわけですが、しかしそういうものがやっぱりなくなっているというのは、問題だろうというふうにしてお話ししましたが、そういった形で宅地開発だとかいろんなことの中で、少し内容的に不備があるということの中で、防府市とすれば内水浸水想定区

域図、そして内水ハザードマップという形で進んでいると、国の法改正もあったということですが、そういうことで理解をいたします。

それで、一つは市のホームページから削除する際には、市議会にやはり説明する必要があるのではないか。あるいは、内水浸水想定区域図だとか、内水ハザードマップだとかいうことを議員の皆さん多分今日初めて聞いたんだと思うんですが、こういったことは、例えば所管の委員会が終わった後でも説明するだとか、全体の説明会の時間が難しければですね。あるいは、所管の委員会ですれば、他の議員には資料を議員宛のボックスに入れておくだとか、そういう対応を取るべきじゃないかと思うんですが、執行部と議会の情報共有ですね。この辺について、ぜひ今後はしっかりと各部、各課ともですが、対応していただきたいということを要望しておきます。

それで、最後1点ほど質問になりますが、県内他市の内水ハザードマップ作成の状況は、どういうふうになっているのか、防府市とよその市とを比べての状況ですね。これについてお話しただけないでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えします。

昨年の水防法の改正に適用しましたこの内水ハザードマップの作成につきましては、まだどこの市もやっておりません。

今後これを作成するようになりますけど、防府は先ほど本答弁でも申しましたように、いち早く取りかかっておりますので早くできるかなと思っておりますが、ただ防府、要するに平野が広くございますので、その辺で調査とか測量をするのに時間はちょっとかかるかもしれませんけど、とにかく早く進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） 最後と言っていましたけど、固定資産税の問題が一つあるんです。

その固定資産税の問題は、平成21年の9月議会で、まず、私、土砂災害ハザードマップについて、まずハザードマップがないと。平成21年7月の災害のときには。なおかつ、イエローゾーンしかなかったので、これは隣の山口市だとか周南市はレッドゾーンもちゃんと指定されているというので、まずその区域の見直しをやるべきだということ平成21年の災害直後の9月議会で申し上げて、少し時間がかかりましたけどそれができました。

平成25年度中に土砂災害ハザードマップということで、もう年度末に近い頃にそうい

ったものが出来上がって、たしか配布されたんだと思うんです。

それで、その前に地元説明会などがあって、平成25年12月に、私、この問題を一度聞いております。それで、そのときの答弁では、評価の補正をするのは、宅地と雑種地だと。これは県内では、ほぼ横並びで数字が並んでいく格好になるんじゃないかというようなことを、これはまだレッドが指定される前の12月議会で、当時の総務部長が述べられております。

県内、やはり今でも同じ状況なのか、その辺について分かるでしょうか。各市の状況ですね。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 補正率の県内の状況ということでございます。

今、議員おっしゃられましたように、おおむね横並びでございます。防府市で言えば平成24年の評価替えて補正率を採用いたしまして、そのときがイエローが0.95、レッドが0.8で平成27年の評価替えて、イエローが0.95、レッドが0.7という補正率に見直しをしております。

県内はレッドについては0.7の自治体が多くございます。0.8というのもございます。イエローについては、補正率がない自治体と補正率を0.95と設けている自治体と、補正率自体を採用している自治体の中では半々ぐらいとなっております。

以上です。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） お隣の広島県ですけれども、三原市は補正率0.6というような数字を取っております。それから、これは財政的に豊かな町のところかもしれませんが、安芸郡府中町ですね。ここは0.55というような数字を取っております。そういった意味で、この辺は県によって違うのかもしれませんが、私が話を聞いたある方は、土地を不動産業者さんに売ってくれという形でもお願いしても、もうとても売れませんというような形で言われたそうです。

そういうこともあって、今回の質問に至ったわけですが、そういったような不動産業者さん、あるいは実態をもうちょっと調査するだとかいうことの中で、この数字を下げてくださいように、今後の評価替えのときにとと思いますがどうでしょうか。

○議長（上田 和夫君） 総務部長。

○総務部長（能野 英人君） 現在の補正率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成27年の評価替えて見直しをしております。県内の状況を見ましても、本市の中の状況を見ましても、その事情に見合った所要の補正を行うことができるという取扱いの

中で定めておりました、適正な補正率と考えております。

以上でございます。

○議長（上田 和夫君） 2番、田中健次議員。

○2番（田中 健次君） そう簡単にこの補正率が下げられるとは思っておりませんが、やはりそういった声があるということを実行部におかれては頭の中に入れて、今後の市政の運営に生かしていただきたいということを要望して、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、2番、田中健次君の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、4番、吉村議員。

〔4番 吉村祐太郎君 登壇〕

○4番（吉村祐太郎君） 今議会最後の一般質問をさせていただきます「敬天会」の吉村祐太郎でございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

お手元の資料に書いてあるとおり、ノーコード人材の育成について御質問させていただきます。

近年、民間企業ではDX化が進められており、従来のコードを書くタイプのシステムではなく、制作、編集が簡単なノーコードのシステムがはやりつつあります。

ノーコードのメリットとしましては、コードを書く場合と比較して作業時間が著しく短縮できること、またそれにより開発コストを圧縮できること、後に回収する際にブラックボックスになってしまうリスクが極めて低いことなどが挙げられます。ケースにもよりますが、開発期間、納期ともに半分になる場合もあります。

防府市は、今年度からノーコードのRPAの取組をされていますが、仕事を自動化する際に最も難しいとされているのが要件定義でございます。民間の開発でもクライアント側にプログラミング的思考ができる、もしくは要件定義できる方がいらっしゃるかどうか、開発スピード、コストに直結してきます。

そこで、質問させていただきます。

現在、防府市役所では、職員の方にプログラミング的思考やノーコードのシステムを編集できるような教育をはじめとしたDX化に対応した人材の教育を行なっているのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 4番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 吉村議員のノーコード人材の育成についての御質問にお答えいたします。

御質問のノーコード人材とは、様々な行政課題に対して、課題の本質を捉え、デジタルの活用も含めた解決能力を有する情報リテラシーにたけた人材を指しておられるものと思います。

私は、日々刻々と変化するデジタル化に対応するためには、何よりも人と人とのつながりを大切にした「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が、自治体DXの推進では最も重要であると考えております。そのためには、デジタル技術を適切に活用できるデジタル人材を育成することが必要です。

そうしたことから、先月25日の防府市デジタル推進本部会議においても、行政手続の利便性の向上、行政事務の効率化、地域や事業者のデジタル化の推進、そして議員御案内のデジタル人材の育成の4本の柱を中心に取組を進めることを確認したところでございます。

さて、本市におけるデジタル人材の育成については、民間人材である防府市デジタル行政推進マネージャーの専門的な知識や経験を生かした職員へのDX研修などを実施し、全庁を挙げたデジタル活用の機運醸成に取り組んでまいりました。

その中において、改めてDXの推進で最も重要なことは、職員全体の意識改革にあると思われました。市民サービスの向上や業務改善に向け、どのように行動し、どのように業務を変革していくか、管理職はもちろん、職員一人ひとりが積極的に取り組む必要があります。

このため、今年度、若手職員を中心としたDX推進ワーキングを立ち上げ、デジタル行政推進マネージャーの指導の下、適切な課題の設定、解決に向けたスキルの向上を目指す取組を開始いたしました。

さらに、職員が相談や企画などの業務に注力できるよう、定型的な事務を自動化する業務改善ツールRPAを導入いたしました。現在、課税業務をモデルとして効果の測定を行っており、今後、他の業務への拡大を図ることとしております。

こうしたRPA等の新たなデジタル技術の浸透やDXワーキングを通じた課題解決力の向上により、質の高い市民サービスを提供することができるよう、人材育成にしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上田 和夫君） 4番、吉村議員。

○4番（吉村祐太郎君） 御答弁ありがとうございました。

D X推進ワーキングを立ち上げ、育成中との答弁がありましたので安心しました。D X推進ワーキングでは、若手を中心にとおっしゃいましたが、その若手の職員さんが自由にアイデアを出せるように、例えばですが、匿名でグーグルフォームを使ってアイデアを募集したりできるような環境整備も併せて行っていただきたいと思います。市長、アイデアとグーグルフォームは原価ゼロ円なので、ぜひよろしくお願いたします。

最後になりますが、本市のデジタル化のキャッチフレーズ「誰一人取り残さない、人に優しい」という言葉ですが、誰一人取り残さないという部分が苦手な人に合わせて進めるという意味ではなく、得意な人が苦手な人も使える仕組みをつくるという意味であってくださることを切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上田 和夫君） 以上で、4番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月29日午前10時より開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後2時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は全員協議会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月9日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 清 水 力 志

防府市議会議員 河 村 孝